

# 経営事項審査申請等の手引

## 【愛知県知事許可業者用】

令和6年4月

愛知県都市・交通局 都市基盤部  
都市総務課 建設業・不動産業室

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

提出先、問い合わせ先は、70ページをご覧ください。

この手引きは、愛知県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きを説明したものです。

申請書の作成にあたっては、本書をよく読んでいただき、不備等がないようにお願いします。

- ・他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都道府県庁又は国土交通省地方整備局へ
- ・経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へ
- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）の操作に関する事項はヘルプデスクへ

それぞれお問い合わせください。

今後、提出・提示書類の変更、追加などの申請に係る取扱いや、制度の変更があった場合は、都市総務課建設業・不動産業室のホームページ等で逐次お知らせしますのでご注意ください。

愛知県建設業講習会の資料動画を  
YouTube チャンネルに掲載しております。  
ぜひご覧ください。

「経営事項審査について」  
経審の注意事項・改正点など（約18分）

[https://youtu.be/\\_4xRCd87UII](https://youtu.be/_4xRCd87UII)

経審以外の動画も掲載しています。



## 目 次

(ページ)

令和5年1月改正の主な変更点について	①
令和6年4月版「経営事項審査申請等の手引」の主な変更点	③
I. 経営事項審査制度について	
(1) 経営事項審査とは	1
(2) 経営事項審査制度	2
II. 経営事項審査受付について	
(1) 経営事項審査の手続について(愛知県知事許可業者の場合)	5
(2) 経営状況分析の申請手続について	7
(3) 経営規模等評価申請等の手続について	8
(4) 再審査の申立について	12
(5) 結果等通知書について	12
(6) 審査結果の公表について	12
(7) 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分	13
(8) 申請書類及び持参書類	14
(9) 電子申請について	15
III. 経営規模等評価申請書等作成について	19
IV. 別表	60
V. その他	
○建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先	70
○審査等手数料証紙貼付書	71
○法定外労働災害補償制度加入証明書について	(様式1・様式2) 72
○社団法人等の団体が防災協定を締結している場合の証明書について	(様式3) 78
○経理処理の適正を確認した旨の書類	(様式4) 80
○工事確認証明書	(様式5) 85
○経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の原本証明願	(様式6) 86
○継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(様式7) 87
○建設機械を所有しているが売買契約書がない場合の証明書について	(様式8) 88
○建設機械の保有状況一覧表	(様式9) 90
○CPD単位を取得した技術者名簿	(様式10) 92
○技能者名簿	(様式11) 94
○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(様式12) 96
○経営状況分析結果通知書の見本	98
○経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の見本	99
○行政書士による代理申請について	100
○経営事項審査評点算出表(令和5年1月改正対応)	102

## 令和5年1月改正の主な変更点について

令和5年1月1日より、経審の審査基準が改正されました。主な改正内容の概要は以下のとおりです。詳細は手引き本文をご確認ください。

### ① ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1-9）の新設

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価されます。

認定の区分	
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし
	えるぼし(第3段階)
	えるぼし(第2段階)
	えるぼし(第1段階)
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん
	くるみん
	トライくるみん
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール

※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

### ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）の新設（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況について、以下のとおり加点対象となります。

**審査対象工事** ①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事※

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急対策

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には加点対象となりません。

**該当措置** ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式12号）

※直接入力によらない方法とは就業履歴データ登録標準API連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。

**③ W1-10の新設に伴う総合評定値算出係数の改正**

令和5年8月14日以降を審査基準日とするW1-10が追加された申請に関して、総合評定値算出に係る係数が以下のとおり変更となりました。

改正前	改正後（審査基準日が 令和5年8月14日以降）
1900/200	1750/200

※審査基準日が令和5年8月14日以前であれば改正前の換算式が適用されます。

（参考）改正前のP点（総合点）への換算式

$(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} \underline{1900/200}$

$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$

**④ 建設機械の保有状況（W7）の改正**

建設機械の加点対象建設機械について、以下のとおり対象となる機械が追加されました。

（追加に伴い様式9号の改正があります。）

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）	特定自主検査
	解体用機械 （ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用 つかみ機）	
	高所作業車（作業床の高さ2m以上）	

**⑤ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W8）に係る改正**

環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況が新たに加点対象に追加されました。

## 令和6年4月版「経営事項審査申請等の手引」の主な変更点

### 15ページ

- 電子申請について、受付方法、手数料の納付方法、留意事項等を追記しました。

### 17、41、72～77ページ

- 保険会社との法定外労働災害補償契約の確認について、保険証券で要件が明確に確認できる場合は保険会社からの証明書でなくとも保険証券の写しで可としました。

### 18、39ページ

- 一級、二級登録経理試験合格者の資格を証する書面として、建設業経理士登録証の写しも可としました。

### 62～66ページ

- 別表（四）技術者有資格区分コード及び業種別技術者点数について、建設業法施行規則の一部改正による専任技術者の要件緩和に伴い、技術者有資格区分コードの追加及び加対象業種が拡大されましたので修正を行いました。（令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請から適用）

### その他共通

- 記載例等について時点修正を行いました。
- 見やすいよう、レイアウトの調整を行いました。
- その他、軽微な文言修正をしました。

# I. 経営事項審査制度について

## (1) 経営事項審査とは

経営事項審査とは、県等が発注する建設工事（建設業法第 27 条の 23 の規定に基づき、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの。\*1 以下、「公共工事」という。）を、発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない客観的事項\*2（経営規模や経営状況など）の審査です。

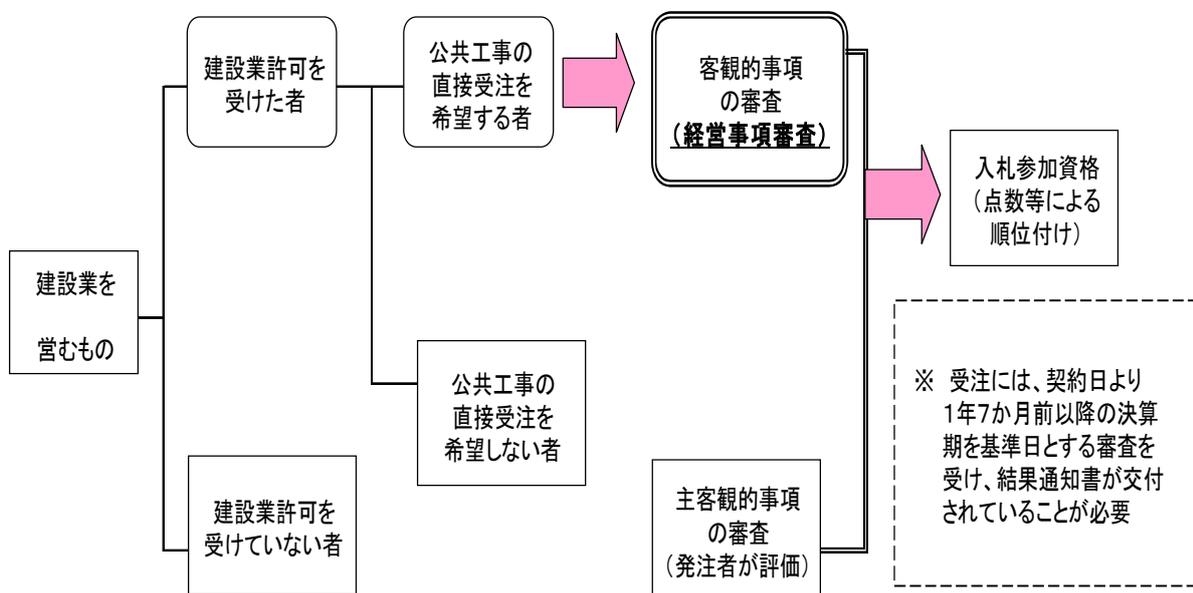
審査基準は、建設業法、同施行令、同施行規則及び告示、通達に定められています。

※1 国、地方公共団体、法人税法別表第一に規定する公共法人（愛知県住宅供給公社、愛知県道路公社など）又は特別の法律により設立された法人等で建設業法施行規則で定められた者（中日本高速道路株式会社など）が発注する工事です。ただし、次のものを除きます。

1. 工事一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては 1,500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満、その他の工事にあつては 500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事
2. 緊急性が重視される災害関係の応急工事  
(通常の災害復旧工事については、経営事項審査を受ける必要があります。)

※2 発注者と請負契約を締結する際に、その日より1年7か月前以降の決算日を基準とする審査基準日の経営事項審査を受け、その結果通知書が交付されていなければなりません。

・建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



※入札参加資格者申請に必要な書類などについては、各入札参加資格者の申請先となる国、地方公共団体等にご確認ください。

## (2) 経営事項審査制度

経営事項審査は、昭和 25 年の創設以来、建設業者の信用、技術、施工能力等を総合的に評価する制度として定着していますが、技術と経営に優れた企業を育成するという観点から、企業力を的確に評価するために審査体制の充実が図られています。

### ◎経営事項審査制度の要旨

ア 経営事項審査は次の事項について、数値による評価を行います。

- ① 経営状況（経営状況分析）
- ② 経営規模、技術的能力その他の①以外の客観的事項（経営規模等評価）

イ 「経営状況分析」については国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が、「経営規模等評価」については各許可行政庁が審査を行います。

ウ 厳正な審査を行うため、書面又は電子による申請及び必要な書類の添付が法律で義務づけられています。

エ 「経営状況分析」「経営規模等評価」の結果に係る数値を用いて算出された「総合評定値」を経営規模等評価の申請先の各許可行政庁に請求することができます。

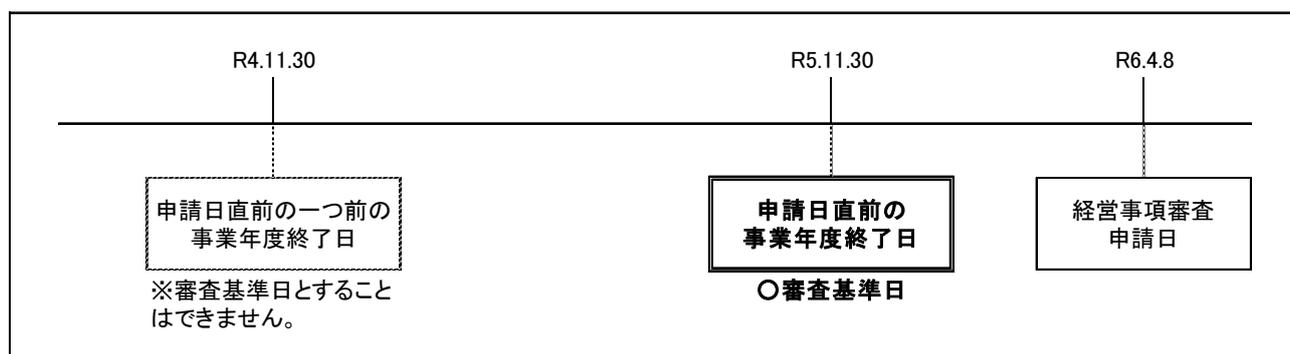
オ 「経営状況分析」「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求には手数料が必要となります。

### ◎審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が経営事項審査における審査基準日となります。（新設法人の場合は法人設立日、新規に事業開始をした個人事業主の場合は創業の日が審査基準日となります。また、合併又は営業権譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合がありますので、事前にご相談ください。）

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

例) 申請日が令和 6 年 4 月 8 日で、決算日が 11 月 30 日の場合



◎審査項目

経営事項審査の審査項目は、次表のとおりです。

区分		審査項目	ウエイト	審査機関
総合 評 定 値 (P)	経営状況分析 (Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュ・フロー (絶対額) ⑧ 利益剰余金 (絶対額)	0.20	登録経営状況 分析機関 (P 7 参照)
	経営規模 (X <sub>1</sub> )	① 工事種類別年間平均完成工事高	0.25	愛知県
		経営規模 (X <sub>2</sub> )	① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	
	技術力 (Z)		① 工事種類別技術職員数 ② 工事種類別元請完成工事高	
その他の 審査項目 (W)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に 関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格 による認証又は登録の状況	0.15		

◎評価式

一定の基準により、審査項目それぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合  
評定値を算出します。(詳しくはP 1 0 2～P 1 1 6の経営事項審査評点算出表をご覧ください。)

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

P = 総合評定値

X<sub>1</sub> = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事に係るもの

X<sub>2</sub> = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y = 経営状況分析の結果に係る数値

Z = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事高に係るもの

W = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>及びZ以外に係るもの

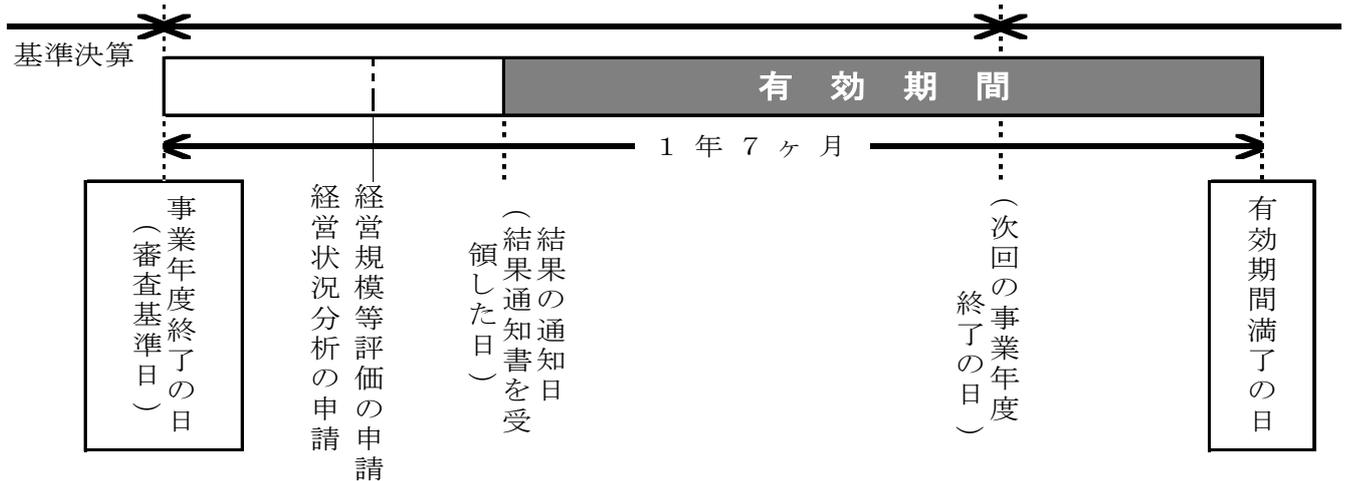
◎結果の有効期間

公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書が交付されている必要があります。

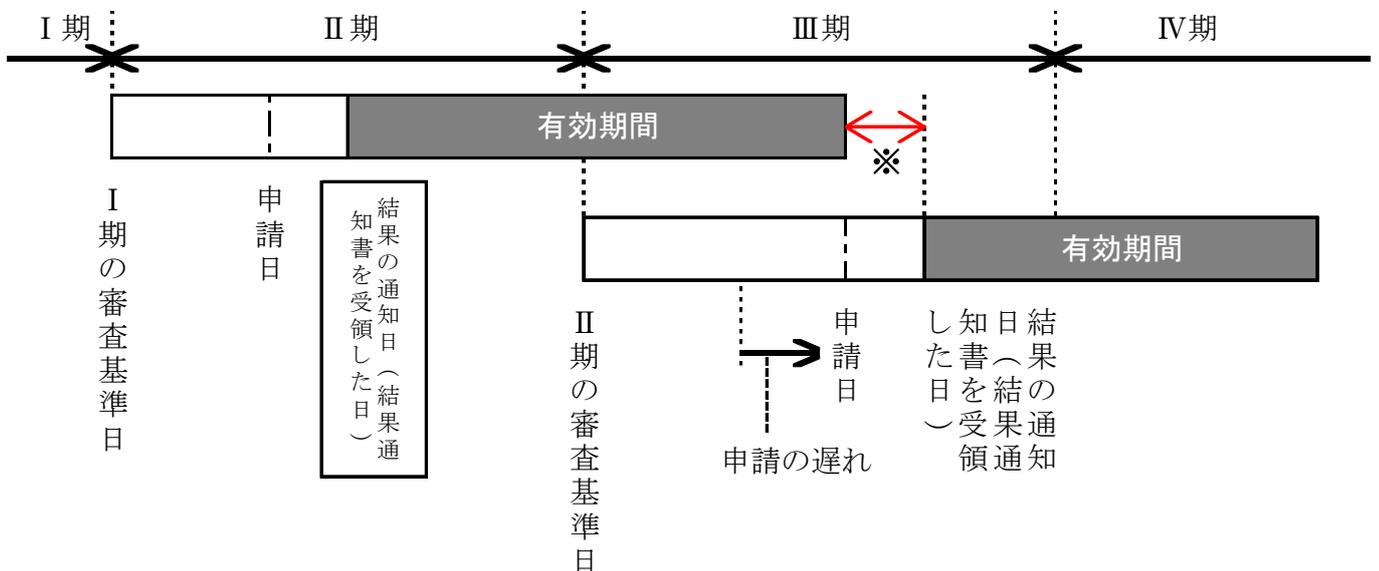
これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

すなわち、経営事項審査の結果通知書は、交付後、当該審査の審査基準日から起算して1年7ヶ月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。

（結果通知書の通知日に関わらず、審査基準日（事業年度終了の日）が有効期間満了の日の起点となる点に注意してください。）



有効な結果通知書を交付されていない間（下図※の期間）は公共工事の受注ができません。

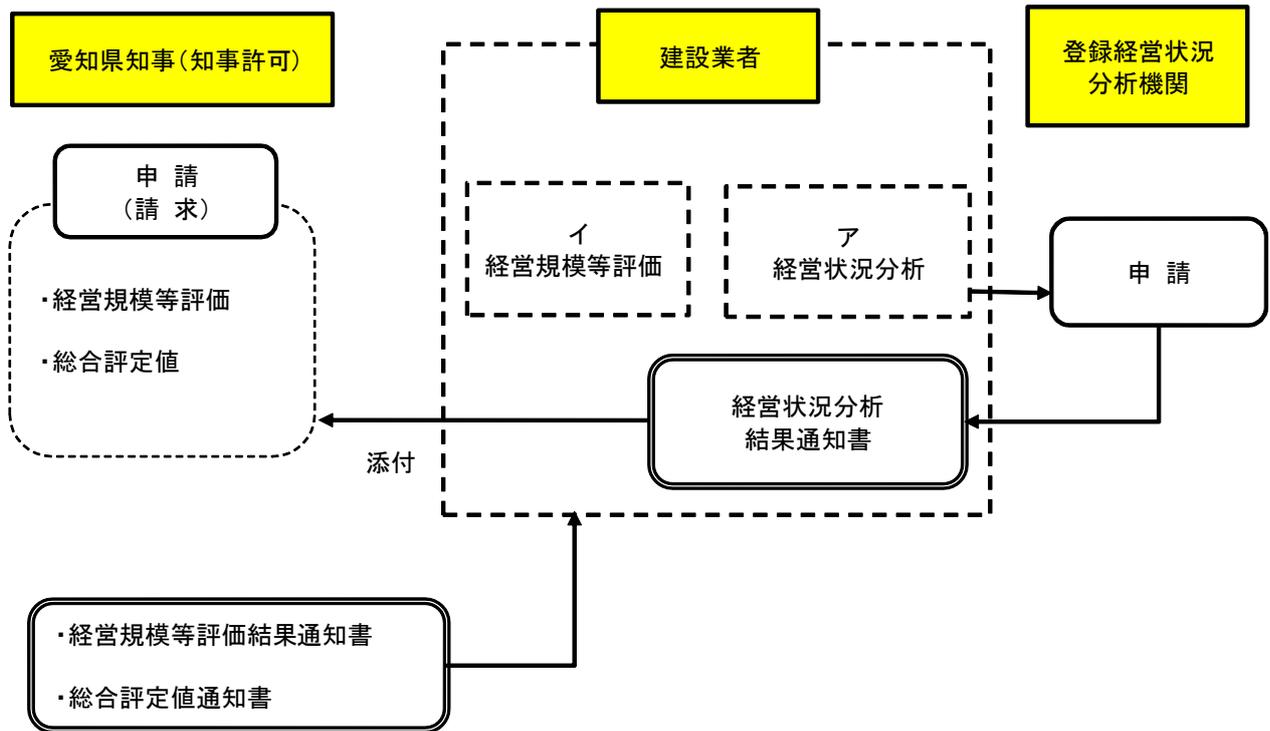


## Ⅱ. 経営事項審査申請受付について

### (1) 経営事項審査の手続について（愛知県知事許可業者の場合）

◎審査の申請について

「ア 経営状況分析」の申請は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に、「イ 経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求は、愛知県知事に行うこととなります。



ア及びイの申請方法等は、次のとおりです。

令和5年1月より建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下、「JCIP」と言う。）による申請（以下、「電子申請」と言う。）が行えるようになりました。

申請別 (申請先)	ア 経営状況分析申請 (登録経営状況分析機関)	イ 経営規模等評価申請及び総合評定値請求 (愛知県知事)
審査項目等	●経営状況の分析	●経営規模 ●その他の審査項目 ●技術力 ●総合評定値の算出
受付時期		予約制による指定の日（P8参照）
申請方法	登録経営状況分析機関により 異なりますので、各機関に確 認してください。	指定会場への持参、郵送、投函もしくは電子 申請による受付
手数料	（登録経営状況分析機関は P7参照）	次表のとおり （納付方法）JCIPを経由したネットバン キング（Pay-easy（電子申請に限る））又は愛 知県収入証紙

経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

下記[手数料の区分]に従い、知事許可業者は紙申請の場合は愛知県収入証紙、電子申請の場合はJ C I Pを経由したネットバンキング又は愛知県収入証紙での納付となります。

手数料の区分

区 分	手 数 料
①「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「1」	8,500円+2,500円×業種数
②「経営規模等評価の申請」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円+2,300円×業種数
③「総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「3」	400円+200円×業種数

愛知県収入証紙販売所

県庁内売店、県事務所、尾張建設事務所、一宮建設事務所、知多建設事務所、知立建設事務所、市町村（名古屋市中区を除く）警察署、保健所（名古屋市中区を除く）等

## (2) 経営状況分析の申請手続について

経営状況分析（Y）の申請については、下記登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

### 登録経営状況分析機関（令和6年3月現在）

登録番号	機関名	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	103-0011	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	(03) 6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	860-0078	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	(096) 278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	(026) 232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	(095) 811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	(011) 820-6111
8	(株) ネットコア	320-0857	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	(028) 649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	143-0015	東京都大田区大森西3-31-8	(03) 5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	(0836) 38-3781
11	(株) NKB	802-0011	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	(093) 982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	(042) 505-7533

登録経営状況分析機関に関することについては、登録を行う国土交通省不動産・建設経済局建設業課[03-5253-8111(代表)]までお問い合わせ下さい。

なお、登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがあります。最新情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

### (3) 経営規模等評価申請等の手続について

#### ア 申請の方法

##### ◎予約の方法

建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先（P70参照）で、事業年度終了届出書の提出時に予約の申し出を行い、予約票により指定する日時及び場所において審査を受けることとなります（新設法人等で、新規許可後、決算前に申請する場合は、建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先に申し出のうえ、予約を行ってください。）。

下表のとおり、予約申し出月の翌月に審査を受けることとなります。原則として、審査予約申し出月に審査を受ける事は出来ませんのでご注意ください。

なお、申請者の自己都合による予約日の変更は原則できませんので、余裕をもって予約し、取消し及び変更がないようにお願いします。天災等やむを得ない事情で予約の取消し及び変更をする場合はなるべく早めにご連絡ください。

審査申請の日程については、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のホームページ上で確認できます。（<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>）

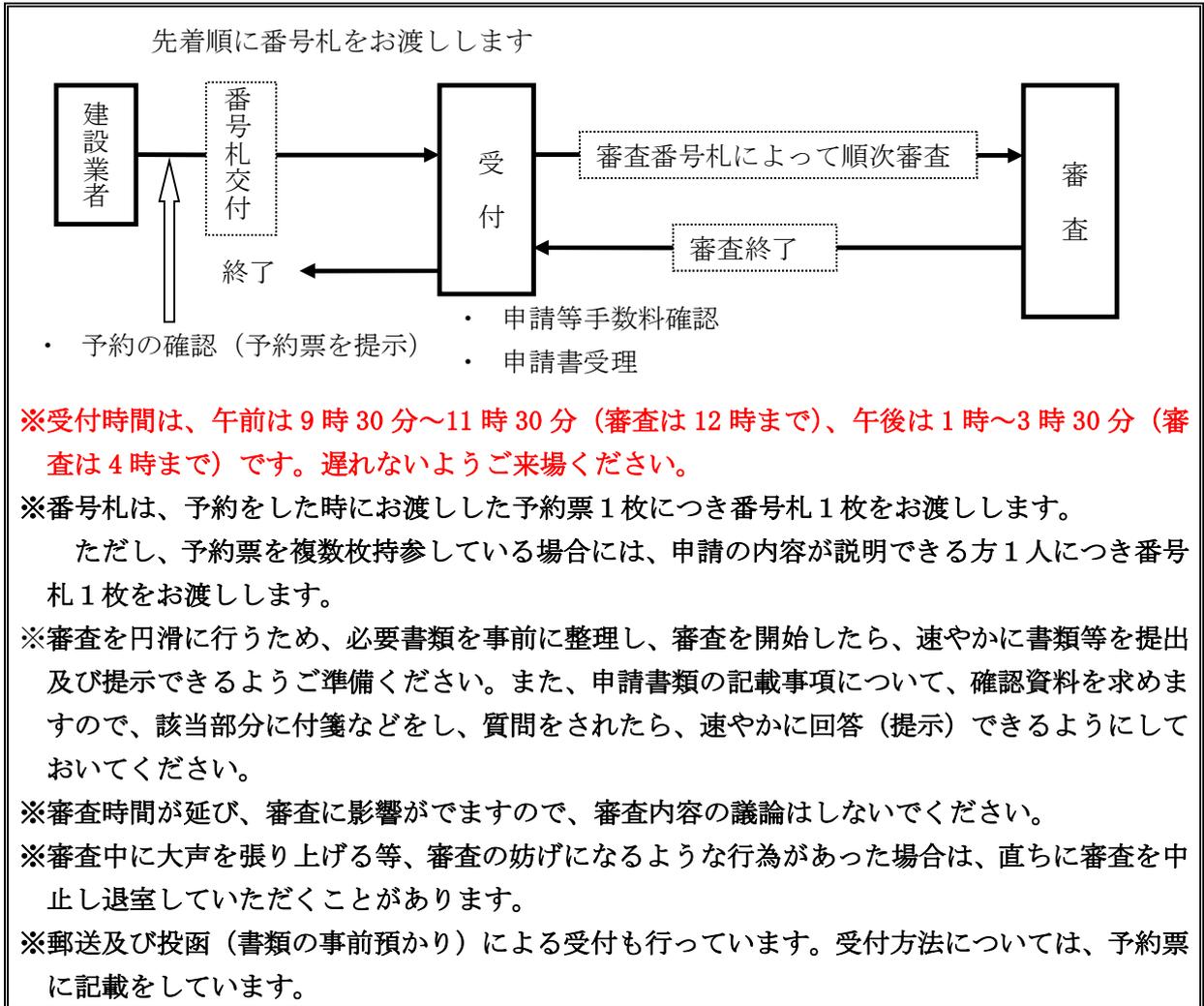
審査申請予約申し出月	審査申請日	結果等の通知
1月の場合	2月上旬～中旬	3月末発送
2月〃	3月上旬～中旬	4月末発送
3月〃	4月上旬～中旬	5月末発送
4月〃	5月上旬～中旬	6月末発送
5月〃	6月上旬～中旬	7月末発送
6月〃	7月上旬～中旬	8月末発送
7月〃	8月上旬～中旬	9月末発送
8月〃	9月上旬～中旬	10月末発送
9月〃	10月上旬～中旬	11月末発送
10月〃	11月上旬～中旬	12月末発送
11月〃	12月上旬～中旬	1月末発送
12月〃	1月上旬～中旬	2月末発送

注 申請内容の再調査などにより、結果通知書の発送が通常より遅れる場合があります。

※次のいずれかに該当する方は、予約時に申し出て下さい。

- ・手引きP16-1～18-2「イ 持参書類」のうち建設業許可関係書類（副本）を紛失した方
- ・技術職員数が90名以上の方
- ・経営規模等対象建設業が15業種以上の方
- ・電子申請で申請予定の方

## ◎審査当日の進め方等



## イ 申請時の注意事項

- ・当日は、申請内容を十分に把握している方がお越し下さい。  
なお、書類を提出できる方は次のとおりです。
  - ①個人申請者→申請者本人
  - ②法人申請者→当該法人の役員、従業員等
  - ③行政書士、その補助者※申請手続きの代理については、他の法律に特段の定めがある場合を除いて、法律で行政書士に限られているため、③に該当する方は、行政書士会会員証又は補助者証をご持参下さい。  
※代理申請をする場合は委任状を添付することとし、申請書の申請者欄には申請者と代理人の住所、氏名を必ず併記して下さい。  
経営規模等評価申請等の審査結果通知書の受領も委任されている場合は、宛名を記載した送付用の封筒（長三サイズに限る。切手不要）を忘れずに受付に提出して下さい。（電子申請の場合でも受領の委任をされているときは封筒を別途提出して下さい。）  
※原則として、手渡し受領は認めておりませんのでご注意下さい。
- ・建設業許可の許可要件となっている経營業務の管理責任者や専任技術者等の変更届が提出されていないと、経営事項審査の受付ができません。

- ・原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。\*1

ただし、結果が通知される前であれば、当該申請を取り下げることができます。 その場合、「取次願」（任意様式）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提出し、取り下げの手続きを行ってください。なお、提出のあった経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本、手数料は返還しません。

\*1 客観的に間違いであることが明らかであるもの（例：業種別完成工事高を事業年度終了届から転記する際に別の業種の完成工事高と書き間違えた、完成工事高の数字を一桁多く書き間違えた等）は、例外として訂正が認められる場合もあります。

- ・経営事項審査を申請する業種は、申請時にその業種の建設業許可がなければなりませんので、許可の有効期限にご注意ください。

また、申請時において許可があっても事業体の実体がない方は審査を受けることができません。法人設立、合併を行ったとき及びみなし解散を行った際には注意して下さい。

さらに、経営事項審査の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が降りた場合などは、結果を通知することができませんのでご注意ください。

- ・原則「一審査基準日一申請（一つの審査基準日についての申請は一回のみ）」となっておりますが、以下の場合については、再度、同一審査基準日で申請することができます。

- ① 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- ② 未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行を理由とする場合を除く）

審査の際には、既に受け取った「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」を回収させていただきます。

上記①②の場合、既に受け取った「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」（該当者のみ）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提示し、P 8のとおり、経営事項審査の予約を行って下さい。（提示のあった経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本や、前回申請時の手数料は返還しません。）

#### ○同一審査基準日で申請する場合の持参書類

##### ①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

- ・項番 02～15 は、再度申請時点での内容で記入します。
- ・項番 16 は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。
- ・項番 17 以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。
- ・経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本に添付してあるものを正本に添付し、副本にはコピーを添付します。

- ・新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関係確認書類
- ・前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

審査会場では、新たに審査対象とした業種についてのみ審査を行います。それ以外の審査項目については、前回申請時と同内容が記載してあるか、返還した前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本で確認します。その他の確認資料は持参不要です。

なお、結果通知済の総合評定値を変更するような申請内容は受付できません。

## ウ 事業承継について

事業承継の要件を満たす場合は、前事業体の完成工事高等を承継することができます。承継できる項目は次のとおりです。

- ① 完成工事高・元請完成工事高
- ② 利益額
- ③ 営業年数
- ④ 技術職員（前事業体に雇用された期間も含み、審査基準日から6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある場合に限る）

※自己資本額は承継できません。

### 〈個人→個人の場合〉

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内又は3年以内（申請書類「別紙1」に記載した「計算基準の区分に基づく」）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

### 〈個人→法人の場合〉

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内又は3年以内（申請書類「別紙1」に記載した「計算基準の区分に基づく」）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

\* 「建設業者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。  
（被承継人が許可を受けて建設業を営む者ではなかった場合は、承継はできません。）

\* 承継時から2年又は3年経過後であっても、上記の全てに該当する場合は営業年数のみ引き継ぐことができます。

\* 合併、分割などを行う場合には、事前に建設業関係法令の運用文書等をご確認のうえ、都市総務課建設業・不動産業室にご相談ください。

## (4) 再審査の申立てについて

経営規模等評価結果通知書の記載内容に異議があるときは、その結果通知書を受け取った日から起算して30日以内に審査行政庁に再審査の申立てをすることができます。(建設業法第27条の28、同施行規則第20条)

※申請者側の誤りによるものは再審査の申立ての対象となりません。

## (5) 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が届いた際は、必ず内容を確認していただき、通知内容に誤りがある場合は、経営規模等評価申請等を受け付けた建設業窓口\*までご連絡ください。電子申請の場合でも結果通知書は郵送にて送付します。

なお、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。

紛失した場合は、結果通知書の「原本証明」の申し出を、経営規模等評価申請等を受け付けた建設業窓口\*で行ってください(結果通知書の原本証明を申し出る日の1年7ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます)。申し出に際しては、P86の様式6を使用してください。

※ 原則として、建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先(P70)の建設業窓口となります。

ただし、主たる営業所の所在地が名古屋市以外であっても、書類の不備等があり補正指示を受け、再来日に建設業・不動産業室において経営規模等評価申請等を受け付けた場合は、建設業・不動産業室の窓口に応じ出す必要があります。

## (6) 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書(総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書)については、競争参加者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制力の活用といった観点から、インターネットと閲覧により公表を行います。

公表内容は、経営事項審査の申請者に交付している結果通知書と同じ内容です。

### ① インターネットによる公表

ア 公表機関：(一財)建設業情報管理センター(電話0570-055-650)

イ 公表対象：全国の許可建設業者(愛知県知事許可業者も全て含みます)

ウ アドレス：<https://www.ciic.or.jp/>

### ② 閲覧による公表

ア 公表機関：愛知県

イ 公表対象：愛知県知事許可建設業者

ウ 閲覧場所：建設業許可に関する書類の提出先

## (7) 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則(懲役又は罰金)に処せられる事があります。[建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条]

- ① 申請書類に虚偽の記載をして提出した者。
- ② 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者。

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止(行政処分)に処せられることがあります。[建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項]

建設業法の定めにより、完成工事高、技術職員数、経営状況など申請内容について疑義がある場合や審査に必要な場合は、関係資料の提出や、必要な内容に関する報告を求めています。

また、必要に応じて、営業所への立入調査を行います。

[関係書類の例]

- 契約関係を確認できるもの
  - ・ 工事請負契約書、注文書、請書などの原本、再下請通知書、施工体系図など
- 工事請負代金の入金を確認できるもの
  - ・ 当座預金取引明細書、普通預金通帳、手形台帳、総勘定元帳、補助簿など
- 雇用関係を確認できるもの
  - ・ 雇用契約書、取締役会議事録、出勤簿、給与支払報告書、住民税課税証明書など
- 経営状況を確認できるもの
  - ・ 法人税申告書、勘定科目内訳書、工事台帳、借用証書、金銭消費貸借契約書、残高証明など

## (8) 申請書類及び持参書類

### ア 申請書類

正本、副本各1部ずつの計2部（電子申請の場合は正本のみ1部）を下記のNo.順に綴じて提出してください。なお、No.14は綴じずにそのまま提出してください。

No.	書類名	摘要
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	P 2 0 ~ 2 5 記載例等参照
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙一)	P 2 6 ~ 2 9 記載例等参照
3	工事種類別完成工事高付表	・ <u>完成工事高の移行をする場合のみ添付</u> すること。 (P 3 0 ~ 3 2 記載例等参照)
4	工事経歴書 (様式第二号)	・建設業許可の事業年度終了届出書に添付している場合は、その提出済の決算期間分は、申請時の添付を省略可。したがって、 <b>建設業許可を新規で取得した直後や、業種追加をした直後に申請する場合等に、工事経歴書の添付が必要となります。(P 3 3 ~ 3 8 記載例等参照)</b>
5	審査等手数料証紙貼付書	・知事許可業者は、愛知県収入証紙を貼ること。 ※電子申請による申請で、電子収納による手数料納付を希望される場合は不要
6	その他の審査項目（社会性等） (別紙三)	P 3 9 ~ 4 5 記載例等参照
7	技術職員名簿 (別紙二)	P 4 6 ~ 4 8 記載例等参照
8	CPD単位を取得した技術者名簿 様式10	技術職員名簿（別紙二）に記載した者以外で評価対象となる者がいる場合のみ添付すること。 (P 4 2, P 9 3 記載例等参照)
9	技能者名簿 様式11	P 4 2, P 9 5 記載例等参照
10	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 様式12	P 4 2, P 9 7 記載例等参照 項番54が①または②の場合に添付。③の場合は添付不要 ※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用
11	経営状況分析結果通知書 (様式第二十五号の十三)	・総合評定値の請求をした場合には、添付が必要になります。
12	建設機械の保有状況一覧表 (様式9)	・ <u>評価対象となる建設機械がある場合のみ添付</u> すること。(P 4 4 ~ 4 5, P 9 1 記載例等参照)

13	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	・ <u>国土交通大臣から外国子会社の認定を受けた場合のみ添付</u> すること。
14	経営規模等評価申請等提出票	(P49～50記載例参照)

## (9) 電子申請について

### ア システムについて

電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を用いて行います。

J C I Pの概要については国土交通省ホームページをご確認ください。

J C I Pへのリンク、J C I Pの操作マニュアル等もこちらからご利用ください。

([https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html))

J C I Pの利用には、デジタル庁が所管するGビズの取得が必要になります。GビズIDについては、デジタル庁のホームページをご覧ください。

GビズIDについて (<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>)

GビズIDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

J C I Pの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、**0570-033-730**（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

### イ 受付について

電子申請を予定している場合は予約の際にお伝えください。

お渡しした予約票に記載のある提出期限までにJ C I P上で申請してください。

なお、電子申請による場合も、書類内容の審査は予約票により指定する日時に行います。

J C I Pで作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票（正）を添付ファイルとして提出してください。J C I Pで作成できない添付書類、確認資料については、スキャナ等でPDFデータにするか、画像データとして添付してください。

また、手引きに記載されている必要書類等に漏れがないか、提出の前に再度ご確認ください。

### ウ 手数料の納付方法について

手数料については、インターネットバンキングを用いた電子納付（Pay-easy）による納付か、愛知県収入証紙による納付のいずれかの方法で行います。

J C I Pによる申請を確認後、愛知県からJ C I Pを通じて納付指示がされます。納付指示がされると、システム上で手数料納付画面に進めますので、ご希望の納付方法を選択してください。手数料は予約票に記載のある納付期限までに納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。愛知県収入証紙による納付を希望される場合は審査等手数料証紙貼付書に証紙を貼付のうえ、建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先（P70参照）まで持参または郵送してください。

### エ 電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、J C I P上で補正指示を行います。審査当日は補正に対応できるようにしてください。

# イ 持参書類

チェック欄

申請する全ての方が必要な書類です。必ずご持参ください。  
紛失等で確認書類が手元にない場合は、所管部署へ再発行若しくは開示請求等の手続きをしてください。  
持参の場合は全ての書類について原本もしくは写しの用意いずれでもかまいません。  
ただし、郵送、投函及び電子申請による提出の場合は、原本ではなく写しとしてください。  
電子申請の場合でも、持参書類・確認資料を郵送及び投函により提出できます。予約時に申し出てください。(予約票に記載の提出期限は厳守してください。)

書 類 名	摘 要
<input type="checkbox"/> <p>建設業許可関係書類</p> <p>①建設業許可申請書(副本)</p> <p>②事業年度終了届出書(副本)</p> <p>③変更届(副本)(変更がある場合)</p>	<p>経営規模等評価申請等の時点において、有効な許可に係るものすべて</p> <p>未提出の方は審査が受けられません。事前に提出して下さい。(提出先はP70参照)</p> <p>※「完成工事高」の2年平均、3年平均の選択に合わせて、必要年数分を経営事項審査用の記載方法とする必要があります。必要に応じて以下の様式について、提出済みの事業年度終了届出書の差替えを行ってください。 (建設業許可を新規取得した場合は必要年数分を作成)</p> <p>①工事経歴書(様式第2号) …「経営規模等評価の申請を行う場合」の記載要領(P33～38)に従い記載したもの</p> <p>②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)</p> <p>③財務諸表(様式第15、16、17、17-2号、若しくは様式第18、19号) …税抜き処理にしたもの(ただし、免税事業者を除く)</p> <p>直前決算2か年分又は3か年分(※1) 税抜処理であること(免税事業者を除く)</p> <p>経営業務管理責任者、技術者、商号、営業所の所在地、廃業、資本金、役員、個人事業主又は支配人の氏名等、建設業許可申請書からの変更事項がわかるもの</p>
<input type="checkbox"/> <p>決算関係書類</p> <p>【「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均・3年平均に対応した事業年度分】 ※ただし、経営事項審査を受審済みの事業年度分は省略可(※2)</p>	<p>法人</p> <p>法人税申告書の控え及びその添付書類</p> <p>個人(青色申告者)</p> <p>青色申告決算書及び添付書類</p> <p>個人(白色申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書</li> <li>・完成工事高・元請完成工事高月別集計表…P59例示参照</li> <li>・年間完成工事高の確認できる書類(契約書、請求書等全工事分)</li> <li>・決算に関する一切の書類。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> <p>決算関係書類(国税電子申告・納税システムにより税務申告を行った場合)</p> <p>【「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均・3年平均に対応した事業年度分】 ※ただし、経営事項審査を受審済みの事業年度分は省略可(※2)</p>	<p>法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Tax等により提出した法人税申告書及び添付書類を出力したもの(決算書含む)</li> <li>・受信通知</li> </ul> <p>個人(青色申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Tax等により提出した青色申告決算書及び添付書類を出力したもの(決算書含む)</li> <li>・受信通知</li> </ul> <p>個人(白色申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Tax等により提出した所得税の確定申告書を出力したもの</li> <li>・受信通知</li> <li>・完成工事高・元請完成工事高月別集計表…P59例示参照</li> <li>・年間完成工事高の確認できる書類(契約書、請求書等全工事分)</li> <li>・決算に関する一切の書類。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> <p>消費税申告書(※2)</p>	<p>「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均・3年平均に対応した事業年度分(免税事業者の方は不要)</p> <p>※ただし、経営事項審査を受審済みの事業年度分は省略可</p> <p>※国税電子申告・納税システムにより税務申告を行った場合は受信通知も必要</p>
<input type="checkbox"/> <p>消費税納税証明書(その1)(※2)</p>	<p>「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均・3年平均に対応した事業年度分(免税事業者の方は不要)</p> <p>※ただし、経営事項審査を受審済みの事業年度分は省略可</p>

□	<p>技術職員(項番19)の資格を証する書面</p> <p><b>前回の申請において記載したものであり、かつ有効期間の定めがない資格については持参不要</b></p>	<p>・技術職員名簿に記載された技術職員の資格証等(試験合格により称号を付与されるものについては合格通知書等の合格を確認できる書類でも可)または監理技術者資格者証の写し</p> <p>・監理技術者資格者証交付番号に記載のある技術職員の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>※実務経験を証する書面は通常求めていませんが、必要に応じて追加資料(実務経験証明書等)を用意していただく場合があります。なお、法令などで資格がなければ従事できない工事に無資格で従事していた期間は、実務経験の期間として認めることはできません。<b>特に電気工事業や消防施設工事業の技術職員を記載する際はご注意ください。(特殊な事例については、都市総務課建設業・不動産業室の窓口で事前確認を行いますので、詳しくはお尋ねください。)</b></p>
□	<p>技術者(項番49)のCPD単位取得数を証する書面</p>	<p>別紙二「技術職員名簿」及び様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載された者について、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位取得数を証する書面(CPD認定団体による取得単位数証明書、CPD認定団体運営のWebページ等の取得単位数確認画面の出力等)</p> <p>※審査基準日以前1年間に取得した単位及びCPD認定団体の名称が特定できる必要があります。</p> <p>※様式10については、別紙二「技術職員名簿」に記載した者以外に技術者がいない場合は添付不要です。</p>
□	<p>技能者(項番50)の技能レベルの向上を証する書面及び技能者数の確認資料</p>	<p>・様式11「技能者名簿」に記載された者について、審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価の区分(建設キャリアアップシステムにおける技能者レベル)が上がったことを証する書面の写し(審査基準日の3年前の日以前に認定を受けた区分のうち最新のものと及び審査基準日の直前で認定を受けた区分が確認できるもの)</p> <p>※技能者レベルの認定を受けていない方については、レベル1として審査します。このため、新たにレベル2以上の技能者レベルの認定を受けた方は、「技能レベル向上者」という取り扱いになります。</p> <p>※新たに控除対象者となった方については、レベル4の認定日がわかる資料が必要となります。</p> <p>・審査基準日において稼働していた建設工事のうち、作成建設業者(元請負人)又は下請負人となって施工したものに係る施工体制台帳のうちの作業員名簿の写し、又はこれに準ずる書類(※該当する書類がない場合は添付不要です。)</p>
□	<p>技術職員(項番19) 技術者(項番49) 技能者(項番50) の雇用期間を確認する書類</p>	<p>評価対象となるのは、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用のある方です。</p> <p>・審査基準日以前6ヶ月の雇用期間の確認書類</p> <p>・審査基準日時点の雇用確認書類</p> <p><b>詳細は次のページをご覧ください。</b></p>
□	<p>工事経歴書に記載した工事の契約関係書類</p> <p>審査対象事業年度分について持参。(※2)</p> <p>過去に審査を受けていない業種の確認書類は、「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均か3年平均かの選択に合わせて確認に必要な年数分を持参。</p>	<p>経営規模等評価等対象建設業(申請業種)ごとに、工事経歴書に記載されている工事のうち、<b>元請の工事上位3件分及び下請の工事上位2件分(記載が各々3件または2件未満の場合は記載されている工事分のみ)に係る、</b></p> <p>① 工事請負契約書又は、注文書及び請書(控え) の写し</p> <p>② ①の書類がない場合は、注文書、請書(控え)、支払い通知書、請求書(控え)、工事台帳 のいずれかの写し</p> <p>③ ①及び②の書類がない場合は、領収書(控え)または入金を確認できるもの及び発注者からの証明書(P85様式5参照)</p> <p>工事経歴書に記載した工事に対する確認書類がすぐに提示できるよう用意しておいてください。</p> <p><b>*完成工事高の移行をする場合は、移行元の業種についても上記のとおり確認しますので、契約関係書類を持参してください。</b>なお、完成工事高の移行元の業種については、経営事項審査申請ができなくなりますので、ご注意ください。</p>
□	<p>従前の経営事項審査申請書及び経営事項審査結果通知書</p>	<p>今回の審査基準日からさかのぼって、直前の経営事項審査申請書(又は経営規模等評価申請書)及び経営事項審査結果通知書(又は経営規模等評価結果通知書)</p> <p>*審査会場で必要になります。申請書が紛失等により持参できない場合は、審査を受ける前に必ず管轄の建設業窓口(P70参照)に問い合わせをしてください。</p>

※1 「完成工事高・元請完成工事高」の2年平均か3年平均かの選択に合わせて、確認に必要な年数分を持参して下さい。

※2 決算期変更等により、審査対象事業年度が12か月に満たない場合は、あわせて12か月以上になる決算期に対しての確認書類を持参してください。(前審査対象事業年度や前々審査対象事業年度についても同様です。)

## 技術職員名簿等の添付資料について

評価対象となるのは、審査基準日以前から6ヶ月を超える恒常的雇用のある方です。確認書類が揃う場合でも、一部を除き(※)雇用期間が限定されている方は対象となりません。

※高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)は、雇用期間が限定されていても、恒常的雇用関係がある者とみなして評価対象に含めます。

確認資料は

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類

②審査基準日現在の常時雇用の確認書類

の2種類です。①については、連続して経営事項審査を受審している方で、前回の申請時に記載がある技術職員等については添付不要です。

○確認資料については、健康保険、厚生年金、雇用保険の加入状況で必要な書類が異なります。原則として別の確認方法とすることはできませんのでご注意ください。必要書類が揃わない場合、技術職員名簿等から削除していただくことになります。

### 1-1. 健康保険に加入している事業者の場合(75歳までの方全員)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
事業所名が記載されている健康保険被保険者証の写し ※健康保険被保険者証の写しを提出する際は、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。	申請時直近の健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書の写し

### 1-2. 健康保険、雇用保険に加入している事業者の場合(75歳以上の方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類 (ア、イのいずれか)	
(役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	ア	厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
	イ	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの(雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

### 2-1. 健康保険が適用除外で、厚生年金、雇用保険に加入している事業者の場合 (確認資料が対象になる方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア	(70歳未満の技術職員等について) 申請時直近の厚生年金標準報酬額決定通知書の写し
(役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	
イ	
事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し	

### 2-2. 健康保険が適用除外で厚生年金が加入、雇用保険が未加入の事業者の場合 (確認資料が対象の方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア	(70歳未満の技術職員等について) 申請時直近の厚生年金標準報酬額決定通知書の写し
給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	
イ	
事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し(ある場合)	

3. 健康保険、厚生年金が適用除外もしくは未加入で、雇用保険に加入している事業者の場合  
(確認資料が対象の方)

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)		② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア	(役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)
イ	事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し(ある場合)	

4. 1～3に当てはまるが、各保険の加入対象外で確認できない方  
(厚生年金保険は70歳以上の方、雇用保険は役員及びその同居親族の方※)

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類		② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類 (ア、イのいずれか)
給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	ア	厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
	イ	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

5. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれも適用除外、もしくは未加入の事業者の場合

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類
給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

**※1平成29年より、65歳以上の従業員も雇用保険の加入対象となっています。対象の技術職員等の加入漏れにご注意ください。加入すべき保険が未加入だと、加点対象になりません。**

その他の確認資料

① 技術職員の生年月日の確認資料

初めて技術職員名簿に記載される方で健康保険、厚生年金に未加入の場合は、国民健康保険被保険者証の写しをお持ちください。

② 出向者であることの確認資料

出向者については、出向契約書、出向協定書等を持参してください。

③ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)の確認資料

- ・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(P87 様式7) 原本(提出)
- ・ 常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則または労働協約の写し

特殊な事例

・ 審査基準日以前6ヶ月を超える前から常時雇用をし、審査基準日現在で健康保険に加入しているが、審査基準日以降に退職した、又は、社会保険への加入時期が審査基準日以前6ヶ月以内である場合は、1、2、3、4の順番で最初に揃う確認資料で確認できるものとします。

・ 企業単位などで組織する健康保険組合の健康保険に加入しており、健康保険被保険者証に事業所名の記載がない場合、①の確認書類は当該健康保険被保険者証の写しと健康保険組合発行の加入証明書の組み合わせでも可とします(事業所名と審査基準日6ヶ月超前からの雇用が確認できる場合に限り)。確認ができない場合は、1、2、3、4の順番で最初に揃う確認資料で確認するものとします。

**該当する項番が「有」の方が必要な書類です**

チェック欄

労働福祉の状況を確認する資料(審査基準日において有効なもの)  
 申請書別紙三の各項番に該当するときに必要な書類です(確認する項番はP39～40参照)。P41からの注意事項も必ずお読みください。  
 紛失等で確認書類が手元にない場合は、所管部署へ再発行若しくは開示請求等の手続きをしてください。  
 持参の場合は全ての書類について原本もしくは写しの用意いずれでもかまいません。  
 ただし、郵送及び、投函及び電子申請による提出の場合は、原本ではなく写しとしてください。  
 電子申請の場合でも、持参書類・確認資料を郵送及び投函により提出できます。予約時に申し出てください。(予約票に記載の提出期限は厳守してください。)

	項番	摘 要
--	----	-----

<input type="checkbox"/>	41 雇用保険	・労働保険概算・確定保険料申告書(控え)の写し (労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料等納入通知書の写し)  ・雇用保険分の保険料の納付が確認できる納付書・領収書の写し又は保険料納付済証明書(口座振替の場合は「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」でも可) 領収書等は必ず申告書に対応するもので、審査基準日が含まれる年度(分納の場合は審査基準日が含まれる期)のもの
--------------------------	------------	---

<input type="checkbox"/>	42、43 健保・厚生年金	・健康保険及び厚生年金保険に関する保険料納入告知額・領収済額通知書の写し又は保険料納付済証明書(審査基準日が含まれる領収年月のもの)
--------------------------	------------------	--

<input type="checkbox"/>	44 建退共	・建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用で審査基準日が含まれるもの)
--------------------------	-----------	---

<input type="checkbox"/>	45 退職一時金 もしくは企業年金	次のうち、いずれか(「就業規則書」を除き、いずれも審査基準日の含まれるもの)  ・中小企業退職金共済事業本部の掛金領収書又は加入証明書  ・特定退職金共済団体が発行する特定退職金共済掛金の領収書または加入証明書  ・退職手当の定め(算定方法含む)がある就業規則書(審査基準日において有効なもので労働基準監督署の受付印のあるもの)  ・適格退職年金契約書の写し(当該契約が法人税法附則第20条に規定する適格退職年金であることが確認できるもの(平成14年3月31日までに締結されたもの))及び領収書又は加入証明書  ・厚生年金基金加入通知書、証明書または基金が発行する掛金領収書  ・厚生労働大臣(厚生(支)局長)による企業型年金規約承認通知書又は建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書  ・確定給付企業年金のうち基金型については、企業年金基金の発行する加入証明書。規約型については、資金管理運用機関の発行する加入証明書
--------------------------	-------------------------	--

<input type="checkbox"/>	46 法定外労災	審査基準日において有効なもので、P41記載要領7の注に記載された要件のすべてを満たすもののうち、次のうちいずれか  ・(公財)建設業福祉共済団の建設労災補償共済保険加入証明書又は建設労災補償共済保険証券  ・(一社)全国建設業労災互助会の加入証明書  ・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者(全日本火災共済協同組合連合会 等)の労働災害補償共済契約加入者証明書  ・(一社)全国労働保険事務組合連合会の加入証明書  ・保険会社との法定外労災補償契約についての加入証明書(P72～77参照) または保険証券の写し ※この証明書又は保険証券の写しは提出となります。
--------------------------	-------------	---

<input type="checkbox"/>	51 女性活躍推進法に基づく認定を証する書面 (えるぼし)	・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し  ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの) ※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可
--------------------------	-------------------------------------	--

□	52 次世代法に基づく認定を証する書面 (くるみん)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し</li> <li>・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの) ※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可</li> </ul>
□	53 若者雇用促進法(青少年の雇用の促進等に関する法律)に基づく認定を証する書面 (ユースエール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し</li> <li>・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの) ※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可</li> </ul>
□	54 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置 ※審査基準日が令和5年8月14日以降の申請で適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCUS上で事業者情報が登録されていることがわかるもの(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等)</li> <li>・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式12号 P96)を作成、申請書に添付</li> </ul>
□	56 民事再生法 又は会社更生法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象事業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面の写し(裁判所から送付された(再生)手続開始決定通知書)</li> <li>・審査対象事業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面の写し(官報公告の写し等)</li> </ul>
□	57 防災協定を締結していることを証する書面	<p>次のうち、いずれか(審査基準日において締結が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が、<b>国、特殊法人等</b>(P69に掲げる者に限る。以下同じ)又は<b>地方公共団体</b>と直接締結している場合は、<b>防災協定の写し</b></li> <li>・申請者が、<b>社団法人等</b>の団体に加入しており、その団体が<b>国、特殊法人等又は地方公共団体</b>との間に<b>防災協定</b>を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が<b>防災活動</b>に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書)、又は当該団体に加入していること及び<b>防災活動</b>に一定の役割を果たすことを併せて証する「<b>証明書</b>」(P79様式3参照:<b>この証明書は提出となります</b>) ※行政の支援を受けた組織(例:学区防災安心まちづくり委員会等)との間で締結した協定については<b>加点対象とはなりません</b>。</li> </ul>
□	60 監査の受審状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.会計監査人の設置」に該当する場合は、有価証券報告書もしくは監査報告書の写し</li> <li>・「2.会計参与の設置」に該当する場合は、会計参与報告書の写し</li> <li>・「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」に該当する場合は、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの(P80～84の様式4参照:この書面は提出となります)</li> </ul>
□	61 公認会計士等の資格を証する書面  62 二級登録経理試験合格者等であり61に掲げる者以外の者の資格を証する書面	<p>1 合格証等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士、税理士として登録されていることがわかる書面の写し、一級、二級登録経理試験合格者の合格証明書等の写し又は登録経理講習の修了証の写し若しくは建設業経理士登録証の写し</li> <li>※登録経理試験合格者に関しては、合格後、適正に登録経理講習を修了しなければ評価対象となりません。</li> </ul> <p>2 常勤性を確認出来る書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>申請時直近の健康保険および厚生年金標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額決定通知書の写し</b></li> <li>※いずれかの書類がそろわない場合は、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認できるもの(審査基準月を含む6ヶ月分)</li> </ul>
□	63 研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する2年分の注記表(様式第17号の2)又は有価証券報告書の写し</li> </ul>
□	64 建設機械の所有及びリース台数	<p><u>対象機械、持参書類については、次のページをご覧ください。</u></p>
□	65 エコアクション21 66 ISO9001(品質管理) 67 ISO14001(環境管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出)</li> <li>・国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出)</li> <li>※外国語の場合は、日本語のものを用意してください(記載事項の内、少なくとも「事業所名、所在地、認証範囲、対象事業所、有効期間」について確認ができるもの)。 ※<b>認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加点対象となりません。</b></li> </ul>

## 建設機械の所有及びリース台数の確認資料等について

### ○記載できる機械

- ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ・ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
- ・トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ・ダンプ車(自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可))
- ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)
- ・高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)

・締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー)

※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械(ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)を締結しているものを記載します。

### ○持参書類

#### ①建設機械の保有状況を確認できる資料

- ・自ら所有している場合は、建設機械の売買契約書(譲渡契約書)の写し  
※売買契約書(譲渡契約書)がない場合は、購入した事実の分かる書類(領収書等の写し)又は売買証明書(様式8 P89参照)等を提示。(詳細はP45を参照)
- ・リース契約を締結している場合は、リース契約書の写し  
※審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間の記載があるもの。

#### ②定期検査の実施を確認する資料の写し

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械  
特定自主検査記録表
- ・ダンプ車  
自動車検査証、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- ・移動式クレーン  
移動式クレーン検査証  
※新規の機械(新車)について、審査基準日までの間に検査の期日が来ていない場合は、対象機械であることが確認できる書類(カタログ等)(詳細はP45を参照)

#### ③建設機械の保有状況一覧表(様式9 P90)を作成、申請書に添付

## Ⅲ. 経営規模等評価申請書等作成について

### ◎記載例

様式第二十五号の十四	・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
別紙一（工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高）	・	P 2 6
工事種別完成工事高付表	・ ・ ・ ・ ・	P 3 0
様式第二号（工事経歴書）	・ ・ ・ ・ ・	P 3 3
別紙三（その他の審査項目）	・ ・ ・ ・ ・	P 3 9
別紙二（技術職員名簿）	・ ・ ・ ・ ・	P 4 6
提出票	・ ・ ・ ・ ・	P 4 9, P 5 0

### ◎具体的な記載例

項番「18」（決算期が12か月に満たない場合の「利益額」の算出方法及び記載方法）	・ ・ ・ ・ ・	P 5 1
項番「31」「32」（工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高）	・ ・ ・ ・ ・	P 5 2～P 5 8
白色申告者の完成工事高・元請完成工事高 月別集計表の例示		P 5 9



自己資本額について  
 ・「1. 基準決算」を選択する場合は、項番「17」に、審査基準日時点での自己資本額を記入する（経営状況分析結果通知書の「自己資本」と一致）。  
 ※連結決算の場合は、申請会社単独の自己資本額（事業年度終了届出書の貸借対照表における「純資産合計」）を記入する。  
 ・「2. 2期平均」を選択する場合は、項番「17」に、基準決算の自己資本額と、直前の審査基準日時点での自己資本額の平均値を記入する。

2期平均を選択する場合のみ記入する。

自己資本額 項番 17 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

基準決算	3 5 5 6 1 (千円)
直前の審査基準日	5 3 8 8 2 (千円)

マイナスの場合は、「-」ではなく、「△」を記入。

千円未満切り捨て。「千円単位」で右詰めで記入し、左余白は空白。

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) △ 2 4 1 0 (千円)  
 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

右の4つの数値を合計し、算出した値を2で割った値を項番「18」に記入する。4つの数値については、項番06で処理区分が「00」の場合は、経営状況分析結果通知書の下部に記載されている「参考値」を記入する（決算期変更、連結決算、合併・会社分割等の場合を除く）。  
 (この例の場合、(-16056+6464+0+4772) ÷ 2 = -2410なので、「△2410」と記入する。)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 △ 1 0 0 5 6 (千円)	営業利益 6 4 6 4 (千円)
減価償却実施額 0 (千円)	減価償却実施額 4 7 7 2 (千円)

決算期が12か月に満たない場合等の「利益額」は、完成工事高と同じ方法で換算して算出し、余白に算出式を記入する(P51参照)。

技術職員数 1 9 3 5 7 (人)  
 別紙二「技術職員名簿」に記載した人数を記入する。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 0 0 0 0 0 0

経営状況分析を受けた機関の名称  
 ○○○○○○○○○○○○○○○

総合評定値を請求する場合(項番「05」申請等の区分でコード「1」「3」「4」の場合)は、経営状況分析結果通知書(P92参照)の右上部分の登録経営状況分析機関の登録番号をカラムに記入し、名称を記入する。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

申請の内容に対する質問等に対応できる者を記入する。  
 行政書士による代理・代行の場合、行政書士事務所名・行政書士職氏名、行政書士の連絡先を記入してください。

連絡先  
 所属等 営業第一課 氏名 愛知 一郎 電話番号 052-954-6503

ファックス番号 052-972-6517

## 様式第二十五号の十四の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般  
愛知県知事」、 愛知県知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □□2「申請時の許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）（国土交通大臣・都道府県知事コード表 P 6 0 参照）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（愛知県知事許可の場合は「23」となります。）  
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば□□1□2□3□4又は□□1月□□1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 □□3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合（許可換え又は建設業者から営業の主たる部分を承継した場合等）についてのみ記入すること。  
**注 許可更新等による許可年度の変更のみで、許可番号（「般-〇〇）第□□□□□号」の「□□□□□号」の部分）が異なる場合は記入不要。**
- 7 □□4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表第二（P 6 1 参照）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和 6 年 3 月 3 1 日であれば、□□6年□□3月□□1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
**注 経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることができません（P 2 参照）。**
- 8 □□5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9  「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 5 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 5 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 5 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (令和 7 年 3 月 31 日) より前の日 (令和 6 年 11 月 1 日) に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表 (二) (P 6 1 参照) の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10  「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 条に規定する法人番号をいう。) の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11  「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば  又は  のように 1 文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12  「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例   
 )

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13  「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間には 1 カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば  又は  のように 1 文字として扱うこと。

- 14  「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間には 1 カラム空けて記入すること。

**注 原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。誤った申請内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。**

- 15  「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック (総務省編「全国地方公共団体コード」) により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記

入すること。\*市区町村コード一覧表参照（P60）

- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 三 の 丸 3 ー 1 ー 2 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 5 2 ー 9 6 1 ー 2 1 1 1 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

**注 必ず申請時（審査基準日時点ではありません）に許可を受けている建設業について記入してください。**

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

**注 経営事項審査の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が降りた場合などは、結果を通知することができませんのでご注意ください。**

- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば □, □ □ 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

**注 審査基準日の決算における自己資本の額は、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。連結決算の場合は、申請会社単独の自己資本額となります。**

- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

**注 事業年度を変更したため審査対象年度及び前審査対象年度に含まれる月数が24か月に満たな**

い場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合など、決算期が12か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高と同じ要領で算出してください（P51参照）。

22 ①⑨「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

注 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が対象です。

ただし、高年齢者雇用安定法による継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下に限る）は雇用期間が限定されても技術職員として含めます。

なお、技術職員に該当する方は、建設業に従事する職員のうち、以下のとおりです。

イ 法人の場合

- ・役員（非常勤を除く。また、監査役も除く。）
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数
- ・出向者の場合、出向契約書または出向協定書等の出向の事実が確認できる書類もあわせて持参してください。

ロ 個人の場合

- ・事業主及び支配人（非常勤を除く。）
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数

23 ②⑩「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば⑩⑩⑩⑩⑩①のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。なお、行政書士による代理・代行の場合、行政書士について記載すること。

(1枚目)

！ 委託業務に係るもの(例:草刈、剪定、道路清掃、保守点検、調査等)は工事ではありませんので、完成工事高には含まれません(工事経歴書も同様)。  
 ！ 業種の判断は建設業法第2条別表等により行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事などとして発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種ではない他の専門工事に該当する場合は、発注された業種の工事としては認められません(工事経歴書も同様)。

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

記載要領については、  
 P28からを参照。

・項番「16」(対象建設業)の業種と一致。  
 ・P29の業種コード表より記入する。

「2年平均」を選択する場合は記入不要(決算期を変更した場合や、決算日が月の途中にある場合等を除く)。決算期を変更した場合の記載方法はP52～P58参照(以下同じ)。

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高 (千円) 2 1 7 4 6 2	元請完成工事高 (千円) 2 1 3 9 6 2	完成工事高 (千円) 1 9 8 0 0 5
工事の種類 とび・土 工・コンク リート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 223,124	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 209,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 218,124	元請完成工事高 (千円) 1 9 8 0 0 5
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高 (千円) 0
業種コード 3 2 1 1 0	完成工事高 (千円) 1 3 0 8 7	元請完成工事高 (千円) 3 8 3 7	完成工事高 (千円) 8 3 5 3
工事の種類 鋼構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 13,053 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 13,122	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,736 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,939	元請完成工事高 (千円) 1 3 5 5
業種コード 3 2 1 1 1	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
工事の種類 鋼橋上部 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高 (千円) 0
業種コード 3 3	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
工事の種類 その他	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
業種コード 3 4	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
工事の種類 合計	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0

・金額は消費税抜き(ただし、免税事業者は消費税込み)。  
 ・千円未満切り捨て。「千円単位」で右詰めで記入し、左余白は空白。

3年平均を選択した場合は、「完成工事高計算表」又は「元請完成工事高計算表」の合計を2で割り、千円未満を切り捨てた数字を記入する(以下同じ)。

！ 審査対象建設業について、完成工事高又は元請完成工事高が「0」の場合も、カラム内に必ず「0」と記入する。

！ 「土木一式工事」のすぐ下の欄には「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」のすぐ下の欄には「法面処理工事」、「鋼構造物工事」のすぐ下の欄には「鋼橋上部工事」を、それぞれ工事実績がなくても記入すること。

項番「33」の「その他工事」及び項番「34」の「合計」は、この用紙を2枚以上使用する時は、最終の用紙に記入する。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を必ず記入。2枚目以降も記入する。「有」の場合は持参書類について事前にご相談ください。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 (2. 無) )

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 7 年 9 月 10 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 15 年 17 月 19 月										計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)								
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月 ~ 年					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年					<p style="color: red; text-align: center;">項番31については、2枚目以降は記入しない。</p>																		
業種コード 32130	完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)															完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)			
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0										審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0										審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0																			
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					コード 工事の種類					コード 工事の種類					コード 工事の種類								
工事											010 土木一式工事					100 タイル・レンガ・ブロック工事					200 機械器具設置工事								
											011 プレストレストコンクリート構造物工事					110 鋼構造物工事					210 熱絶縁工事								
											020 建築一式工事					111 鋼橋上部工事					220 電気通信工事								
											030 大工工事					120 鉄筋工事					230 造園工事								
											040 左官工事					130 舗装工事					240 さく井工事								
											050 とび・土工・コンクリート工事					140 しゅんせつ工事					250 建具工事								
											051 法面処理工事					150 板金工事					260 水道施設工事								
											060 石工事					160 ガラス工事					270 消防施設工事								
											070 屋根工事					170 塗装工事					280 清掃施設工事								
											080 電気工事					180 防水工事					290 解体工事								
											090 管工事					190 内装仕上工事													
工事の種類	完成工事高計算表					元請					<p style="color: red; text-align: center;">項番33「その他工事」には ・建設業許可を有しているが、今回経審を受審しない業種の完成工事高 ・建設業許可を有していない業種の完成工事高 の合計額を計上する。 ※審査基準日時点では許可を有していたが、経審申請時には許可を有していない業種の完成工事高は、「その他工事」に計上することとなる。</p>																		
工事																													
工事の種類	完成工事高計算表					元請					33 010 020 030 040 050 060 070 080 090					33 010 020 030 040 050 060 070 080 090					33 010 020 030 040 050 060 070 080 090								
その他 工事	5 2 5 2 3					1 2 8 5 0					6 9 6 5					6 4 0 6													
合計	2 8 3 0 7 2					2 3 0 6 4 9					2 1 3 3 2 3					2 0 0 2 7 1													

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 (2) 無 )

## 別紙一〔工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〕の記載要領 (建設業法施行規則より)・注意事項

- 1 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば12のように右詰めで記入すること。
- 2 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
  - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合  
(例) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和05年04月～至令和06年03月
  - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合  
(例) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和05年04月～至令和06年03月
  - (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合  
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和5年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和6年3月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和05年04月～至令和06年03月  
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和5年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和5年12月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和05年01月～至令和05年12月
  - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合  
(例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和6年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき  
自令和05年10月～至令和06年03月
  - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合  
(例) 令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和7年3月31日)より前の日(令和6年11月1日)に申請するとき  
自令和06年10月～至令和00年00月
- 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに

元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

注 項番 3 2 の「業種コード欄」は、上記のコード表により該当する工事のコードを必ず記入すること。

注 項番 3 2 の「審査対象事業年度」の「工事種別完成工事高」及び「工事種別元請完成工事高」の金額カラムには審査対象事業年度期間における工事種別完成工事高及び工事種別元請完成工事高を記入する。

〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕の「工事種別完成工事高」及び「工事種別元請完成工事高」の金額カラムには、審査対象事業年度期間終了日以前の 24 か月又は 36 か月の期間から審査対象事業年度期間を控除した期間における工事種別完成工事高及び工事種別元請完成工事高を記入する。(ただし、3年平均を選択した場合は、この工事種別完成工事高及び工事種別元請完成工事高を 2 で割り、千円未満の端数を切り捨てた数字を記入すること。)

5 3 3 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 3 4 「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2 及び 3 3 に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る 4 のコード表中の工事の種類 4 つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後 V E (施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後 V E による縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

注 審査対象建設業について完成工事高又は元請完成工事高が「0」の場合も、カラム内に必ず「0」と記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば 3 4, 0 0 0 のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

完成工事高の移行については、P31をご覧ください。

工事種類別完成工事高付表

右欄には、事業年度終了届の完工高を記載し、左欄には、移行後の完工高を記載します(移行できない工事については「その他工事」とします)。

申請者 愛知建設工業株式会社

審査対象業種の完成工事高 (移行後の完成工事高)	左記の内訳
(審査対象事業年度)	
建築一式工事 (と 30,000)	建築一式工事 200,000 千円
(解 1,000) 231,000 千円	うち元請 200,000 千円
うち元請 (と 20,000)	とび・土工・コンクリート工事 40,000 千円
(解 1,000) 221,000 千円	うち元請 30,000 千円
その他工事 (と 10,000)	解体工事 1,000 千円
うち元請 (と 10,000) 10,000 千円	うち元請 1,000 千円
(前審査対象事業年度)	
建築一式工事 (と 20,000)	建築一式工事 150,000 千円
(解 0) 170,000 千円	うち元請 150,000 千円
うち元請 (と 0)	とび・土工・コンクリート工事 20,000 千円
(解 0) 150,000 千円	うち元請 0 千円
	解体工事 0 千円
	うち元請 0 千円
(前々審査対象事業年度)	
建築一式工事 (と 0)	建築一式工事 130,000 千円
(解 0) 130,000 千円	うち元請 130,000 千円
うち元請 (と 0)	とび・土工・コンクリート工事 0 千円
(解 0) 130,000 千円	うち元請 0 千円
	解体工事 0 千円
	うち元請 0 千円

申請業種に含まれる移行元の業種を内数で記載します。

右欄には、事業年度終了届の完工高を記載し、左欄には、移行後の完工高を記載します(移行できない工事については「その他工事」とします)。

対象となる事業年度に、移行業種の完成工事高がゼロの場合でも必ず記載してください。

\*完成工事高の2年平均か3年平均かの選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。

## 工事種類別完成工事高付表の記載要領・注意事項

許可を受けている建設業のうち、経営規模等評価申請を行わない建設業の完成工事高を、その建設工事の内容に応じて、評価対象建設業の完成工事高に含めて申請することができます。(以下「移行」という。)この場合、工事経歴書(様式第2号)により移行元の工事内容の確認を行います。(追記記載は不要です。)また、完成工事高の移行をする場合、工事種類別完成工事高付表(P30参照)を提出してください。

- イ 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を二つ以上の業種に分割又は重複計上することはできません。
- ロ 評価対象建設業が、土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という。)である場合は、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(評価対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、下表に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます(例1、例2参照)。 なお、両一式工事業に共通する業種については、工事の目的(土木系・建築系)で振り分けてください。
- ハ 評価対象建設業が、一式工事業以外の建設業である場合は、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の作業内容に応じて当該一式工事業以外の建設工事の完成工事高に含めることができます(例3参照)。専門工事間の移行における一般的な事例は下表を参照してください。
- ニ 審査対象事業年度の移行を行った場合、前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度も移行可能完成工事高はすべて移行してください。審査対象事業年度のみ移行はできません。  
また、両一式工事に移行可能な業種については、全ての完成工事高を両一式工事に移行してください。完成工事高の一部分が評価対象業種でない場合のみ、その他工事へ計上することになります(例1、2参照)。
- ホ 申請年毎に移行の有無の見直しが可能です。

### 一式工事に専門工事の完成工事高を移行する場合

(太字\*は土木・建築に共通)

専門工事業			一式工事業
大*	と*	石*	→ 土 木
タ*	鋼*	筋*	
舗	しゅ	塗*	
水	解*		

専門工事業			一式工事業
大*	左	と*	→ 建 築
石*	屋	タ*	
鋼*	筋*	板	
ガ	塗*	防	
内	具	解*	

### 専門工事の間で完成工事高を移行する場合の一般的な事例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび・土工・コンクリート	←	石、造園

〈評価対象工事高記載の例示〉

例1 (と) を (土) に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
土木	197,000	土木	212,000 (と 15,000)
とび・土工 (土木系 15,000 建築系 10,000)	25,000	申請不可	
管	1,500	管	1,500
鋼構造物 (土木系 1,353 建築系 7,000)	8,353	鋼構造物	8,353
舗装	0	舗装	0
解体 (土木系 0 建築系 3,000)	3,000	解体	3,000
その他	0	その他	(と 10,000)
計	234,853		234,853

例2 (と) (石) (鋼) (舗) (塗) を (土) に、  
(大) (と) (石) (鋼) (塗) (内) (解) を (建) に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
土木	100,000	土木	112,500 (と 5000、石 1000、鋼 1000、舗 5000、塗 500)
建築	100,000	建築	127,500 (大 5000、と 3000、石 2000、鋼 6000、塗 2500、内 1000、解 8000)
大工	5,000	申請不可	
とび・土工 (土木系 5,000 建築系 3,000)	8,000	申請不可	
石 (土木系 1,000 建築系 2,000)	3,000	申請不可	
鋼構造物 (土木系 1,000 建築系 6,000)	7,000	申請不可	
舗装	5,000	申請不可	
塗装 (土木系 500 建築系 2,500)	3,000	申請不可	
内装仕上	1,000	申請不可	
解体 (土木系 0 建築系 8,000)	8,000	申請不可	
その他	0	その他	0
計	240,000		240,000

例3 (通) を (電) に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
電気	1,000	電気	1,500 (通 500)
電気通信	500	申請不可	
計	1,500		1,500



## 経営事項審査申請を申請される方の 工事経歴書の記載要領

以下のルールにしたがって、建設業許可を受けている業種それぞれについて、様式第二号を作成してください。

### ■経営事項審査を受ける工事経歴書の記載要領

- ① 当該業種の元請工事を金額の大きい順に記載する。
- ② 元請工事の合計金額の70%になるまで記載する。
- ③ 70%に達する前に、軽微な工事(税込み5,000千円未満の工事<sup>※</sup>)が10件記載されたら、そこで元請工事の記載を終了する。  
} [ ※建築一式工事業については、15,000千円未満の工事等(詳細は建設業許可申請の手引(申請手続編)P1参照)
- ④ 残りの工事(①～③で記載しなかった元請工事含む。)について、金額の大きい順に記載する。
- ⑤ ①～③で記載した金額も含めて、当該業種の合計金額の70%になるまで記載する。
- ⑥ 軽微出ない工事が全て記載された上で、①～③で記載した工事も含めて、軽微な工事が10件記載されたら、そこで記載を終了する。

#### 【前ページの工事経歴書記載例に基づく記載方法例示】



- ① **元請の完成工事**について、**請負代金の額の大きい順**に、以下のaかbどちらか**先に**満たすまで記載します。
    - a : 元請工事の全体額の**70%以上**になるように記載
    - b : 「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「**軽微な工事**」を10件記載
    - ・ 前ページで例示する鋼構造物工事の場合、元請の完成工事高が300,000千円で、 $300,000千円 \times 70\% = 210,000千円$  ですので、以下のどちらかになります。  
**210,000千円以上になるまで元請完成工事を記載(a)**するか、  
**「軽微な工事」以外の元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」に該当する元請工事を10件記載(b)**するか
    - ・ なお、前ページの記載例では、222,000千円分(上の図の①に相当する部分)を記載しています。
  
  - ② 次に、①に続けて、下請工事と、①で記載しなかった元請工事(上の図の②に相当する部分)について、**請負代金の大きい順**に、以下のaかbどちらか満たすまで記載します。
    - a: 完成工事高全体の70%以上になるように記載
    - b: 「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「軽微な工事」を10件記載
    - ・ 前ページの記載例の場合、鋼構造物工事**全体**の完成工事高が400,000千円なので、 $400,000千円 \times 70\% = 280,000千円$
    - ・ ①で222,000千円分記載しているので、 $280,000千円 - 222,000千円 = 58,000千円$
- ⇒ つまり、下請工事と、①で記載しなかった元請工事を、金額の大きい順に58,000千円以上になるまで記載するか、「軽微な工事」以外の下請工事と①で記載しなかった「軽微な工事」以外の元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」を①で記載した「軽微な工事」とあわせて10件になるように記載するかのどちらかになります。(例えば、①で「軽微な工事」を4件記入していた場合、②では「軽微な工事」を6件記載すれば良いということです。)

## 経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について(補足説明)

**事例1** 元請工事で70%、全体工事で70%に達した場合(なお、33ページの工事経歴書記載例とは連動しておりませんのでご注意ください。以下同じ。)

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	100,000	下①	60,000
元②	50,000	下②	40,000
元③	25,000	下③	30,000
元④	10,000	下④	20,000
元⑤	7,000	下⑤	15,000
元⑥	5,000	下⑥	12,000
元⑦	3,000	下⑦	11,000
		下⑧	9,000
		下⑨	6,500
		下⑩	5,500
		下⑪	4,000
		下⑫	2,500
		下⑬	2,000
		下⑭	1,500
		下⑮	1,000
小計	200,000	小計	220,000
		合計	420,000

工事経歴書に記載する工事	
元①	100,000
元②	50,000
下①	60,000
下②	40,000
下③	30,000
元③	25,000

元請工事の70%(この場合140,000千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合294,000千円)以上になるまで記載します(前ページ②aに該当)。

上記事例1における工事経歴書合計欄抜粋

小計	6 件	305,000 千円	0 千円	うち元請工事	
				175,000 千円	0 千円
合計	22 件	420,000 千円	0 千円	うち元請工事	
				200,000 千円	0 千円

元請の70%	全体の70%
140,000	294,000

**事例2** 元請工事で軽微な工事が10件に達した場合

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元① 軽1	2,950	下①	8,000
元② 軽2	2,900	下②	7,000
元③ 軽3	2,850	下③	4,000
元④ 軽4	2,800	下④	3,500
元⑤ 軽5	2,750	下⑤	3,000
元⑥ 軽6	2,700	下⑥	2,000
元⑦ 軽7	2,650	下⑦	1,500
元⑧ 軽8	2,600	下⑧	1,000
元⑨ 軽9	2,550		
元⑩ 軽10	2,500		
元⑪	2,450		
元⑫	2,400		
元⑬	2,350		
元⑭	2,300		
元⑮	2,250		
小計	39,000	小計	30,000
		合計	69,000

工事経歴書に記載する工事	
元① 軽1	2,950
元② 軽2	2,900
元③ 軽3	2,850
元④ 軽4	2,800
元⑤ 軽5	2,750
元⑥ 軽6	2,700
元⑦ 軽7	2,650
元⑧ 軽8	2,600
元⑨ 軽9	2,550
元⑩ 軽10	2,500
下①	8,000
下②	7,000

元請工事の70%(この場合27,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載することとなります(前ページ①bに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合48,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を10件記載しているため、下請の軽微でない工事のみ記載します(それ以上軽微な工事を記載する必要はありません)(前ページ②bに該当)。

「軽1」等は、軽微な工事を工事経歴書に記載する場合の順番を表しています。

上記事例2における工事経歴書合計欄抜粋

小計	12 件	42,250 千円	0 千円	うち元請工事	
				27,250 千円	0 千円
合計	23 件	69,000 千円	0 千円	うち元請工事	
				39,000 千円	0 千円

元請の70%	全体の70%
27,300	48,300

**事例3 全体で軽微な工事が10件に達した場合**

業種：管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	20,000	下①	5,500
元②	12,000	下② 軽5	4,000
元③	7,000	下③ 軽7	3,500
元④	6,000	下④	3,000
元⑤ 軽1	4,200	下⑤	2,500
元⑥ 軽2	3,900	下⑥	2,400
元⑦ 軽3	3,800	下⑦	2,300
元⑧ 軽4	3,700	下⑧	2,200
元⑨ 軽6	3,600	下⑨	2,100
元⑩ 軽8	3,400	下⑩	2,000
元⑪ 軽9	3,300	下⑪	1,950
元⑫ 軽10	3,200	下⑫	1,900
元⑬	3,100	下⑬	1,850
元⑭	2,900	下⑭	1,800
元⑮	2,800	下⑮	1,750
		下⑯	1,700
		下⑰	1,650
		下⑱	1,600
		下⑲	1,550
		下⑳	1,500
小計	82,900	小計	46,750
		合計	129,650

工事経歴書に記載する工事	
元①	20,000
元②	12,000
元③	7,000
元④	6,000
元⑤ 軽1	4,200
元⑥ 軽2	3,900
元⑦ 軽3	3,800
元⑧ 軽4	3,700
下①	5,500
下② 軽5	4,000
元⑨ 軽6	3,600
下③ 軽7	3,500
元⑩ 軽8	3,400
元⑪ 軽9	3,300
元⑫ 軽10	3,200

元請工事の70%(この場合58,030千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合90,755千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を4件記載しているため、下請の軽微でない工事を記載した上で、軽微な工事を残り6件(=10件-4件)まで記載します(前ページ②bに該当)。

上記事例3における工事経歴書合計欄抜粋(※)

元請の70%	58,030	全体の70%	90,755
--------	--------	--------	--------

小計	15 件	87,100 千円	0 千円	うち元請工事	
				74,100 千円	0 千円
合計	35 件	129,650 千円	0 千円	82,900 千円	0 千円

※愛知県都市総務課Webページよりダウンロードできる工事経歴書は1枚につき13件までしか記載できませんので、本来は上記事例3の場合は工事経歴書は2枚に分けて作成することになりますが、説明を分かりやすくするため1枚に記載されたものとして「合計欄抜粋」部分も作成してありますので注意してください。

## 様式第二号〔工事経歴書〕の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

**注** 保守点検や維持管理業務（例、樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しませんので、工事経歴書には記載せず、兼業事業売上高に計上してください。

業種の判断は建設業法第2条別表等により行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事などとして発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種でない他の専門工事に該当する場合は、発注された業種の工事としては認められません。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

**注** 免税事業者は税込みで、それ以外の者は税抜きで記載してください。

- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

### （1）経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

### （2）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。

**注** 甲型JVの場合は、請負代金の額に出資割合を乗じて得た額を、乙型JVの場合は、運営委員会で定めた分担工事額を記載します。

- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

**注** 「配置技術者」については、次ページを参照してください。

- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## 【解説】

「配置技術者」とは、建設業法第26条により置かれた主任技術者または監理技術者を指します。

「主任技術者」とは、許可を受けた建設業者が請負った工事を施工する場合に、請負金額の大小に関係なく、必ず現場に配置しなければならない技術者を指し、次の要件を備えているものしか主任技術者になることはできません。

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する方

- イ 該当業種について学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校(所定学科)卒業後5年以上、大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校(所定学科)卒業(同法による専門職大学の前期課程(所定学科)修了を含む)後3年以上の実務経験を有する方(所定学科についてはP68表参照)
- ロ 該当業種の建設工事に關し、10年以上の実務経験を有する方
- ハ 該当業種について、一定の資格(建築士、土木施工管理技士等)を有する方(別表(四)、P62～66参照)  
該当業種について、専修学校所定学科(P68表参照)卒業後、同学科に關連する工事に關し、一定期間(専門士または高度専門士の称号を有する者は3年、それ以外の者は5年)以上の実務経験を有する方  
該当業種について、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した方  
その他、国土交通大臣が同号イ若しくはロと同等の能力を有すると認定した方

「監理技術者」とは、発注者から直接請負った工事で、4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)[令和4年12月以前は4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)]を下請契約する場合に必ず配置しなければならない技術者を指し、次の要件を備えているものしか監理技術者になることはできません。

建設業法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する方

- イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した方、又は免許を有する方(別表(四))において5点の配点がなされている資格。P62～66参照)
- ロ 法第7条第2号のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する方
- ハ 国土交通大臣が同号イ若しくはロと同等の能力を有すると認定した方

なお、指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、園)の7業種については、上記イ及びハのうちでイと同等の能力を有すると認定された方しか監理技術者になることはできません。



## その他の審査項目(社会性等) 「建設機械の保有状況」の記載例

### ・建設機械の保有状況 記載例

<p style="text-align: center;"><b>建設機械の保有状況</b></p> <p style="text-align: center;">建設機械の所有及びリース台数</p>		<p>該当する建設機械の台数を記載します。 建設機械を保有している場合は、様式9 建設機械の保有状況一覧表を作成する必要があります。</p>
---	--	--

#### ○記載できる機械

- ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ・ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
- ・トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ・ダンプ車(自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの。(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可))
- ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)
- ・高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)

#### ・締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー)

※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

#### ・解体用機械(ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)を締結しているものを記載します。

#### ○持参書類

##### ①建設機械の保有状況を確認できる資料

- ・自ら所有している場合は、建設機械の売買契約書(譲渡契約書)の写し  
※売買契約書(譲渡契約書)がない場合は、購入した事実の分かる書類(領収書等の写し)又は売買証明書(様式8 P89参照)等を提示。(詳細はP45を参照)
- ・リース契約を締結している場合は、リース契約書の写し  
※審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間の記載があるもの。

##### ②定期検査の実施を確認する資料の写し

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械  
特定自主検査記録表
  - ・ダンプ車  
自動車検査証、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
  - ・移動式クレーン  
移動式クレーン検査証
- ※新規の機械(新車)について、審査基準日までの間に検査の期日が来ていない場合は、対象機械であることが確認できる書類(カタログ等)(詳細はP45を参照)

##### ③建設機械の保有状況一覧表(様式9 P90)を作成、申請書に添付

#### ○リース契約の場合の1年7ヶ月以上の使用期間について

審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間が確保できていない場合でも、契約約款等で期間満了後の取り扱いが記載されていれば、評価対象となることがあります。(リース契約書とは別で協定書等を交わしている場合などを含みます。)

##### 【契約約款等の文言の例】

例1 リース期間満了日の○日前までに甲(リース元)乙(リース先)協議の上、契約の更新または返却のいずれかを選択できるものとする。

→契約書内に、リース期間満了後に契約期間の更新が行えることが明示しており、確実に1年7ヶ月以上使用する予定の場合は評価対象とする。

例2 リース期間満了後は、乙(経審申請者)において、当機械を買い取るものとする。

→評価対象とする(確実に買い取る予定であることが前提)。

※書面上確認ができて、実際には返却することになっており1年7ヶ月以上の使用期間がない場合は、対象の機械に含めることはできません。(虚偽の申請をした場合は処分の対象となります。)

その他の審査項目(社会性等)

若年技術職員の継続的な育成及び確保(項番47)、新規若年技術職員の育成及び確保(項番48)の記載例

記載例

若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	1	[1. 該当、2. 非該当]	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
					7 (人)	3 (人)	42 (%)
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	1	[1. 該当、2. 非該当]	技術職員数(A)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
						1 (人)	14 (%)

技術職員数(A)のうち、若年技術職員数(B)の割合を記載します。  
 $(B) \div (A) \times 100$

別紙二 技術職員名簿から、該当する人数を数えて記載します。

技術職員数(A)のうち、新規若年技術職員数(C)の割合を記載します。

○記入方法

- 若年技術職員 → 審査基準日において満35歳未満の技術職員
- 新規若年技術職員 → 若年技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった者

項番47 若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員の割合(技術職員名簿に記載の技術職員のうち、若年技術職員の数で技術職員全体の人数で割ったもの)が15%以上の場合に該当となります。

項番48 新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術者の割合(新規若年技術者の数を技術職員全体の人数で割ったもの)が1%以上で該当となります。

○持参書類

①技術職員の生年月日の確認資料

申請時直近の健康保険及び厚生年金保険標準報酬決定通知書の写しの持参が必要です。  
 技術職員名簿に記載されている方で健康保険、厚生年金に未加入の場合は、国民健康保険被保険者証の写しをお持ちください。

②新規に技術職員となったことの確認資料

今回の審査基準日の前年同日を審査基準日とする経営事項審査申請書の技術職員名簿と比較し、新規技術職員であることを確認します。初めて経審を受ける場合、決算期を変更するなどして前回の審査基準日が前年同日ではない場合は以下の書類をお持ちください。

- ・資格を取得したことがわかるもの(合格証、資格者証など)
- ・雇用された日がわかるもの(雇用契約書や健康保険被保険者証など)

※今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に掲載される方も、初めて経審を受ける場合や、過去の経審時の記載漏れなどの場合で、今回の審査対象事業年度以前に技術職員の要件を満たしていた場合については、新規掲載者には該当しません。

**その他の審査項目(社会性等)**  
**CPD単位取得数(項番49)、技能レベル向上者数(項番50)の記載例**

- ・ 知識及び技術の向上に関する取組 (項番 4 9)

CPD単位取得数 <input style="width: 20px;" type="text" value="4"/> <input style="width: 20px;" type="text" value="9"/> <input style="width: 20px;" type="text" value=""/> <input style="width: 20px;" type="text" value="8"/> <input style="width: 20px;" type="text" value="0"/> (単位)	技術者数 <input style="width: 20px;" type="text" value=""/> <input style="width: 20px;" type="text" value="8"/> (人)
--	---

○記入方法

・ 項番 4 9  
 「CPD単位取得数」・・・「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者一人当たりが、審査基準日以前1年のうちに取得したCPD単位数の合計。  
 別紙二「技術職員名簿」と様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載されたCPD単位数の合計です。(計算方法はP111～P112をご覧ください。)

「技術者数」・・・規則第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当するものを除く。)の数を記載。(P40-4、P40-5参照。)

**※項番49の参考資料として様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」を提出します。  
 (技術職員名簿に記載した者以外に技術者がいない場合は添付不要です。)**

○持参書類

- ① 「技術者数」に記載された者について、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位取得数を証する書面(CPD認定団体による取得単位数証明書、CPD認定団体運営のWebページ等の取得単位数確認画面の出力等) ※審査基準日以前1年間に取得した単位が特定できる必要があります。
- ② 「技術者数」に記載された者について、雇用期間を確認する書類(確認に必要な書類は別紙二「技術職員名簿」と同じです。[P16参照])

- ・ 技能の向上に関する取組 (項番 5 0)

技能レベル向上者数 <input style="width: 20px;" type="text" value="5"/> <input style="width: 20px;" type="text" value="0"/> <input style="width: 20px;" type="text" value=""/> <input style="width: 20px;" type="text" value="3"/> (人)	技能者数 <input style="width: 20px;" type="text" value=""/> <input style="width: 20px;" type="text" value="6"/> (人)	控除対象者数 <input style="width: 20px;" type="text" value=""/> <input style="width: 20px;" type="text" value="1"/> (人)
---	---	---

○記入方法

・ 項番 5 0  
 「技能レベル向上者数」・・・「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者のうち、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている区分より1つでも上がった者の数を記載。

「技能者数」・・・審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって、規則第14条の2第2号又は同条第4号に規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記載。(P40-4、P40-5参照。)

「控除対象者数」・・・審査基準日の3年前の日以前に既に認定能力評価による評価が最上位の区分(レベル4)であった者の数を記載。

**※認定能力評価基準による評価を受けていない者も、最も低位の区分(レベル1)として技能者数の対象に含めます。  
 ※項番50の参考資料として様式11「技能者名簿」を提出します。**

○持参書類

- ① 「技能者数」に記載された者について、審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価(建設キャリアアップシステムにおける技能者レベル)が上がったことを証する書面の写し
- ② 「技能者数」に記載された者について、雇用期間を確認する書類(確認に必要な書類は別紙二「技術職員名簿」と同じです。[P16参照])
- ③ 審査基準日時点で稼働していた工事に係る施工体制台帳の作業員名簿等(該当する書類がない場合は添付不要です。)

## 項番49「技術者数」と項番50「技能者数」について

※この項では概要を説明します。詳細については、次のページをご覧ください。

### ・項番49の「技術者」について

#### ○「技術者」の該当者

項番49の「技術者数」に該当するのは次のいずれかに当てはまる方です。

- ①建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
- ②1級もしくは2級の技士補

#### ※技術者を数える際の注意点

ここでいう「技術者」については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。**経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者**となります。

また、1級もしくは2級の技士補(令和3年4月1日以降の施工管理技士試験の一次試験の合格者)についても、それだけの資格では「別紙2 技術職員名簿」の対象者になりませんが、「技術者」要件は満たすこととなります。

#### ○技術者の名前を記載する様式について

技術者は資格や実務経験の内容によって、3パターンに分けて考えます。

- |   |
|---|
| ①経営事項審査を受審する専任技術者になれる業種について資格もしくは実務経験がある方<br>→「別紙2 技術職員名簿」に記載します。                   |
| ②経営事項審査を受審しない業種についてのみ、専任技術者になれる資格もしくは10年の実務経験がある方<br>→「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。 |
| ③専任技術者の要件を満たしていないが、1級もしくは2級の技士補の資格を有する方<br>→「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。           |

※②、③に該当する方がいない場合は、「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」の添付は不要です。

※CPD単位の取得の有無に関わらず、②、③に該当する方がいる場合は「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」の添付が必要となります。

### ・項番50の「技能者」について

#### ○「技能者」の該当者

項番50の「技能者」に該当する方は以下の通りです。

- ①施工体制台帳の作業員名簿に記載される方のうち、施工管理のみに従事した者以外の方

#### ※技能者を数える際の注意点

施工体制台帳を作成しない工事においても、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者に該当します。

言い換えると、**現場で実際に作業に従事する方が技能者**となります。

**実務経験年数や資格の有無にかかわらず**、現場に出ていれば技能者です。

#### ○技能者の名前を記載する様式について

技能者に該当する方は、「別紙2 技術職員名簿」及び、「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」に名前が記載されていたとしても、必ず「様式11 技能者名簿」に名前を記載してください。

※技能レベルの向上者がいない場合や、建設キャリアアップシステムの登録者がいない場合でも、現場で作業に従事する方がいる場合は技能者として数える必要があります。

※現場作業はすべて外注で行っており、自社の職員は施工管理のみを行っている場合などで、技能者が0人になる場合も、「様式11 技能者名簿」は添付してください。その際は様式に「該当者なし」等記載してください。

項番49「技術者数」と別紙2「技術職員名簿」の記載対象者

・項番49の技術者と、別紙2技術職員名簿に記載する技術職員は、以下のとおり対象者が異なります。

	根拠規定 国土交通省 告示※1	記載対象者	資格	備考
項番49 技術者数	第一 四 其他の 審査項目 1 (ハ)イ	専任技術者の要件を満たす者 (登録基幹技能者もここに含まれる)  一級若しくは二級の「技士補」	「建設業許可申請の手引き(申請手続編)」参照  一級又は二級建築施工管理技士補 一級又は二級土木施工管理技士補 一級又は二級建設機械施工技士補 等	一人当たりの 単位取得数 に応じて評価
別紙2 技術職員 名簿	第一 三 技術力 1 (一)	一級監理技術者 (一級資格又は技術士法に基づく資格を有し、 かつ監理技術者証の交付を受けている者)	一級建築施工監理技士 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 一級建築士(建築士法) 建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等	6点
	(二)	一級技術者 (一級資格又は技術士法に基づく資格を有し、(一)以外 の者)	建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等	5点
	(三)	監理技術者補佐 (建設業の種類に応じ、一級の第一次検定に合格した 「一級技士補」で、主任技術者の要件を満たす者 (P38参照))	一級建築施工管理技士補 一級土木施工管理技士補 一級建設機械施工技士補 等	4点
	(四)	登録基幹技能者で(一)~(三)以外の者  レベル4技能者で(一)~(三)以外の者	登録電気工事基幹技能者 等  建設キャリアアップにおいてレベル4技能者として 認定を受けている者	3点
	(五)	技術者を対象とする二級資格者 技能者を対象とする二級資格者 であって(一)~(四)以外の者  レベル3技能者で(一)~(四)以外の者	二級建築施工管理技士 二級土木施工管理技士 二級建設機械施工技士(第一種~第六種) 二級建築士(建築士法) 第一種電気工事士(電気工事士法) 一級左官技能士(職業能力開発促進法) 等  建設キャリアアップにおいてレベル3技能者として 認定を受けている者	2点
	(六)	技能者を対象とする二級資格+実務経験 実務経験 による主任技術者 等	第二種電気工事士(電気工事士法)+3年実務 電気主任技術者(電気事業法)+5年実務 給水装置工事主任技術者(水道法)+1年実務 指定学科卒業+3又は5年実務 10年実務 等	1点

※建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件

◎網掛け部が対象者についての相違点です。特に、「二級技士補」については、技術職員名簿における評価対象ではないため、「二級技士補」でありCPD単位取得者であるものは様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。

◎項番49「技術者数」についても、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合には常勤の役員を、個人である場合にはその個人事業主を含む。)でなければ評価対象になりません。

⇒ 技術職員名簿と同様の常勤性確認をする

項番50「技能者数」の記載対象者

	記載要領(規則)に おける記載対象者の定義	記載対象者	確認書類	備考
項番62 技能者数	審査基準日以前3年のうちに建設 工事の施工に従事した者であ って、建設業法施行規則第1 4条の2第2号チ又は同条4号 チに規定する建設工事に従事 する者の数から建設工事の施 工の管理のみに従事した者の 数を除いた数	施工体制台帳のうち、作業員名簿に記載され た者から施工管理のみに従事した者を除い た数  ※上記書類を作成した場合に、建設工事に 従事する者として記載が想定される者も含み ます。(必ずしも施工体制台帳の作成が必要 とされる工事に従事した者に対象を限定する わけではない。)	審査基準日において稼働してい る工事に係る作業員名簿  ※上記書類がない場合は添付 不要です。	※施行規則第14条の2第2号チ ⇒施工体制台帳のうち、 元請業者の作業員名簿  同条第4号チ ⇒施工体制台帳のうち、 下請業者の作業員名簿

◎項番50「技能者数」についても、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合には常勤の役員を、個人である場合にはその個人事業主を含む。)でなければ評価対象になりません。

⇒ 技術職員名簿と同様の常勤性確認をする

### 別紙三〔その他の審査項目(社会性等)〕の記載要領(建設業法施行規則より)・注意事項

- 1 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

**注 項番 、、については、従業員ごとではなく事業所ごとに加入しているかどうかの確認を行います。**
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
  - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。

**注 項番 の欄は雇用期間を特に定めることなく雇用された方は、原則としてすべての方が制度の適用を受けなければ「1 有」となりません。**
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第二七条の二第一項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第九条の六の二第一項又は同法第九条の九第五項において準用する第九条の六の二第一項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

**注 項番 の欄は、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「1 有」となりません。(保険会社との間で契約を結んでいる場合は、P72~77を参考にして保険会社の証明をもらうか、保険証券の写しを提出してください。)**

  - ・業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
  - ・直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべての直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。(パート・アルバイトも含む))
  - ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。

**上記の補償内容で、共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するものでなければなりません。記名式のものや作業員数の上限があるものは、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないので、対象にはなりません。また、準記名式傷害保険については、政府管掌の労災保険(法定労災)に加入していない場合は、対象とはなりません。**
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記

入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

- 9 **4** **8** 「新規若年技術職員の育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 % 以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 **4** **9** 「CPD 単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 1 年のうちに取得した CPD の単位数（ただし、算入できる CPD 単位は 1 人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、規則第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一検定に合格した者（第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

**なお、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者のうち、別紙二技術職員名簿に記載がない者の CPD 取得単位数について、別添様式 10 に記載の上、提出する。**

- 11 **5** **0** 「技能者レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 3 年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価基準により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の 3 年前の日において受けている評価の区分より 1 以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者」の欄は、審査基準日において審査基準日以前 3 年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第 14 条の 2 第 2 号チ又は同条第 4 号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日の 3 年前の日以前に認定能力評価による評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

**なお、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者の、審査基準日以前 3 年間における技能者レベル向上の有無の状況について、別添様式 11 に記載の上、提出する。**

- 12 **5** **1** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（1 段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2 段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3 段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 **5** **2** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は、「2」を記入すること。
- 15 **5** **4** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

**注 令和 5 年 8 月 14 日以降を審査基準日とする申請で適用されます。審査基準日が令和 5 年 8 月 13 日以前の場合は「3」を記入してください。**

**注 国土交通大臣が定める建設工事とは、**

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事（工事 1 件の請負代金の額が 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち面積が 150㎡に満たない木造住宅を建設する工事）
- ③ 防災協定に基づく契約又は既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

となります。

**注 必要な措置とは**

CCUS上での現場・契約情報の作成及び登録、かつ、CCUS上に直接入力によらない方法※で就業履歴を蓄積できる体制を整備すること

※直接入力によらない方法とは就業履歴データ登録標準API連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。

注 以下の①～②をそれぞれ持参してください。②は提出となります。

① CCUS上で登録していることが確認できるもの  
→CCUSで出力できる帳票「3-1 事業者情報」等

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式12 P96, 97参照）

※件数欄は元請工事について記入してください。

※軽微な工事及び災害応急対策でも当該措置を実施した場合は措置実施工事に計上してください。

- 16 [5][5]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

注 建設業許可申請書等により「初めて許可（登録）を受けた年月日」が確認できなければ書類により確認できる期間が営業年数になります。

営業年数は、建設業法による建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた期間を指します。営業年数の計算は日数単位まで行い、その結果、1年に満たない月数以下を切り捨てて記入します。なお、休業等期間欄は、1月未満の期間がある場合は、これを切り上げて記入します。

再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律マイナス60点（「営業年数」評価の最高点）を減点し、再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタートとなります。

- 17 [5][6]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

- 18 [5][7]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

注 防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動について定めた建設業者と行政機関等との間の協定をいいます。（協定そのものが、事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるようなものを除く）

この項目は、審査基準日において国、特殊法人等（P69に掲げるものに限る。以下同じ）又は地方公共団体との間に防災協定を締結しているものについて加点対象となります。行政の支援を受けた組織（例：学区防災安心まちづくり委員会等）との間で締結した協定については加点対象とはなりません。

社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の証明書（P79参照）等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合について加点対象となります。

- 19 [5][8]「営業停止処分の有無」の欄は、審査基準日直前1年以内において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

- 20 [5][9]「指示処分の有無」の欄は、審査基準日直前1年以内において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

注 項番[5][8]及び[5][9]は、営業の停止ならびに指示の処分を受けた日が、審査基準日直前1年以内に含まれる場合、「1」を記入してください。

- 21 [6][0]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講したものであって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

注 「監査の受審状況」については、次に掲げるいずれかの場合に加点対象となります。

① 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合

② 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合

- ③ 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む）をいい、労働者（常用労働者を含む）又はこれに準ずる者を除く。以下同じ。）のうち、**経理実務の責任者**であつて、規則第 18 条の 3 第 3 項 2 号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの又は第 18 条の 3 第 3 項第 2 号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る）が、**別添の建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を様式 4（P80～84 参照）の書類に、自らの署名を付して提出している場合**

なお、③については、**二級登録経理試験の合格者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して 5 年を経過しない者又は二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しない者は該当しません。**

- 22 **6** **1** 「公認会計士等の数」及び**6** **2** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、規則第 18 条の 3 第 3 項 2 号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの及び第 18 条の 3 第 3 項第 2 号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。二級登録経理試験合格者の数については、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの又は第 18 条の 3 第 3 項第 2 号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

**注** この項目は審査基準日における建設業に従事する職員のうち、上記に該当する者の数を計上すること。建設業に従事する職員とは、恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に定めることなく常時雇用されている者が対象です。技術職員同様、常勤性を確認出来る書類もご持参下さい。

・ 申請時直近の健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額決定通知書の写し

※ いずれかの書類がそろわない場合は、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認できるもの（審査基準月を含む 6 ヶ月分をご持参ください。）

※ 必要に応じて、事業所名が記載されている健康保険被保険者証の写しや雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの持参を求める場合もあります。

平成 17 年度までに行われた（財）建設業振興基金の一級及び二級建設業経理事務士試験に合格した者についても従来どおり加点対象となります。ただし、登録経理講習を受講した者で受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しない者に限ります。

- 23 **6** **3** 「研究開発費（2 期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はコラムに「0」を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

**注** 研究開発費を計上できるのは、会計監査人設置会社のうち、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合に限られます。

事業年度を変更したため審査対象年度及び前審査対象年度に含まれる月数が 2 か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合など、決算期が 1 2 か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高と同じ要領で算出してください（P52～58 参照）。

- 24 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から 1 年 7 月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 項第 4 号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第 7 第 4 号に掲げる締固め用機械並

びに同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

注 ①、②、③をそれぞれ持参してください。③は提出となります。

① 保有状況確認書類

●所有の場合 →売買契約書（注文書控え及び請書）の写し、又は譲渡契約書の写し

上記書類が無い場合は、次のいずれかでも可とします。譲渡証明書、領収書、納品書、市町村へ申告する償却資産の種類別明細書（以上の書類は写しでも可）、確定申告書に添付の減価償却明細書、自動車検査証（電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項）の写し（ダンプ車で、「所有者」「使用者」がともに申請者の名義であり、「登録年月日/交付年月日」の欄が審査基準日以前の日付となっているもの。）、売買証明書（様式8 P90、91参照）等。（いずれも建設機械のメーカー名、型式等が特定できる場合に限るものとします。）

●リースの場合 →リース契約書の写し（審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間の記載があるもの）

審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間が確保できていない場合でも、期間満了時の取り扱いに係る文言等が記載されていれば、評価対象となることがあります。（リース契約書に記載がなく、付属の約款等に記載されている場合などを含む）

例1 リース期間満了日の○日前までに甲（リース元）乙（リース先）協議の上、契約の更新または返却のいずれかを選択できるものとする。

→契約書内に、リース期間満了後に契約期間の更新が行えることが明示しており、確実に1年7ヶ月以上使用する予定の場合は評価対象とする。※契約書に更新できる旨が記載してあっても、リース契約更新の予定がない機械を含めることはできません。

例2 リース期間満了後は、乙（経審申請者）において、当機械を買い取るものとする。

→評価対象とする（確実に買い取る予定であることが前提）。

② 建設機械に係る定期検査の実施を確認する資料の写し

**定期検査確認資料の写しは、有効期間に審査基準日を含むものとしてください。審査基準日でも有効な検査結果がない場合、評価対象にはなりません。**なお、自動車検査証については、検査のたびに更新され、更新前の原本を保存しないため、自動車検査証の有効期間の満了日と初度登録年月との間に審査基準日が含まれていれば加点対象とします。

新規の機械（新車）については、購入日から（又は初回リース開始日から）審査基準日までの間に検査の期日が来ていない場合は定期検査の確認資料の写しは不要ですが、対象機械であることを確認できる書類（カタログ等）を提示してください。

③ 建設機械保有状況一覧表（様式9 P90、91参照）

審査は評価対象となる15台分のみ行いますので、一覧表にも15台分まで作成して下さい。

※発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書には、所有又はリース契約による実数を記入してください。

※地域防災への備えの観点から評価項目とするものであるため、海外で保有する建設機械については評価対象とはなりません。

※共同利用及び共有の場合、申請者が専ら使用できることが明確となっていないと、評価対象とはなりません。よって1台の建設機械を複数の申請者が申請することは出来ません。

※ブルドーザーの自重及びトラクターショベルのバケット容量等、定期検査の実施を確認する資料では、評価対象機械の判別が出来ない場合は、予めカタログ等をご準備下さい。

25 [6] [5] 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。

26 [6] [6] 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

27 [6] [7] 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

注 項番[6] [5] [6] [6]及び[6] [7]は、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所での認証となっている場合（特定の事業所毎の認証ではあるが、合計したら会社単位となる場合を除く）は、評価対象とはなりません。

注 項番[6] [6]及び[6] [7]の、認証機関は、財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は同協会と相互認証している審査登録機関です。

ISOの登録を証明する書面が外国語の場合は、日本語のものを用意してください（記載事項の内、少なくとも「事業所名、所在地、認証範囲、対象事業所、有効期間」について確認ができるもの）。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている技術職員について申請してください。

必ず審査対象となる業種分のみ記入する。

技術職員名簿

右詰めで記入する(余白は「0」で埋める)。技術職員がゼロの場合でも必ず記入すること。

審査基準日以前で一人当たりが取得したCPD単位数を記載  
計算方法はP111、112参照。  
一人当たり上限は「30」

項番 数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格講習	講習	CPD単位数取得数
1	○	愛知 一郎	平成4年5月3日	31	82092302						
2		豊田 二男	昭和62年10月6日	36	82011131	051131					00000000685
3		豊橋 三夫	昭和58年11月4日	40	82012420	91292					
4	○	一宮 四美	昭和46年4月3日	52	82011411	092302					00000012345
5		岡崎 五郎	昭和34年12月24日	64	82092652	30022					
6				66							
7				68							
8			年 月 日								

審査基準日時点で有効なもの(申請日において最新のものではありません)を記入する。  
先頭の0は省略しない。

審査対象事業年度内に新規に技術職員となった場合は○を記入します。

審査基準日現在の満年齢を記載します。  
若年から年齢順もしくは、確認資料(健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書)の記載順に記載します。

◎「業種コード」・「有資格区分コード」について

- ・「業種コード」と「有資格区分コード」が対応していない場合、加点とはならないので注意してください。(詳しくはP62～67の別表(四)(五)をご覧ください。)
- ・1つの業種について、2つの資格で申請することは出来ません。(例 管工事(09)→2級管工事(230)・配管工(1級)(176))

◎「講習受講」欄について

- 申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
- ① 法第15条第2号イに該当するものであること(P62～P66別表(四)で5点となっている資格)
- ※ 現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。
- ② 審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を、審査基準日より前の日付かつ講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内に受講していること。



【技術職員名簿記載対象者】

- ・許可を受けた建設業に従事する技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が対象です。
- ただし、高齢者雇用安定法による継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下に限る)は雇用期間が限定されても技術職員として含めます。
- なお、技術職員に該当する方は、建設業に従事する職員のうち、以下のとおりです。
- イ 法人の場合
  - ・役員(非常勤を除く。また、監査役も除く。)
  - ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方(パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。)の合計数
  - ・出向者の場合、出向契約書または出向協定書等の出向の事実が確認できる書類をあわせて持参してください。
- ロ 個人の場合
  - ・事業主及び支配人(非常勤を除く。)
  - ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方(パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。)の合計数

※「技術職員名簿」の確認がしやすいよう、恒常的雇用関係の確認できる資料の順番を整理してお持ちください。

28			年 月 日	8 2							
29	持参書類については次のページをご覧ください。										
30			年 月 日	8 2							

## 技術職員名簿等の添付資料について

評価対象となるのは、審査基準日以前から6ヶ月を超える恒常的雇用のある方です。確認書類が揃う場合でも、一部を除き(※)雇用期間が限定されている方は対象となりません。

※高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)は、雇用期間が限定されていても、恒常的雇用関係がある者とみなして評価対象に含めます。

確認資料は

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類

②審査基準日現在の常時雇用の確認書類

の2種類です。①については、連続して経営事項審査を受審している方で、前回の申請時に記載がある技術職員等については添付不要です。

○確認資料については、健康保険、厚生年金、雇用保険の加入状況に必要な書類が異なります。原則として別の確認方法とすることはできませんのでご注意ください。必要書類が揃わない場合、技術職員名簿等から削除していただくことになります。

### 1-1. 健康保険に加入している事業者の場合(75歳までの方全員)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
事業所名が記載されている健康保険被保険者証の写し ※健康保険被保険者証の写しを提出する際は、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。	申請時直近の健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書の写し

### 1-2. 健康保険、雇用保険に加入している事業者の場合(75歳以上の方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類 (ア、イのいずれか)
(役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	ア 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
	イ 申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの(雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

### 2-1. 健康保険が適用除外で、厚生年金、雇用保険に加入している事業者の場合 (確認資料が対象になる方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア (役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	(70歳未満の技術職員等について) 申請時直近の厚生年金標準報酬額決定通知書の写し
イ 事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し	

### 2-2. 健康保険が適用除外で厚生年金が加入、雇用保険が未加入の事業者の場合 (確認資料が対象の方)

①審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)	②審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア 給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	(70歳未満の技術職員等について) 申請時直近の厚生年金標準報酬額決定通知書の写し
イ 事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し(ある場合)	

3. 健康保険、厚生年金が適用除外もしくは未加入で、雇用保険に加入している事業者の場合  
(確認資料が対象の方)

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類 (イがある場合はイでも可)		② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類
ア	(役員とその同居親族以外の方)※1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)
イ	事業所名が記載された、建設国民健康保険の被保険者証の写し(ある場合)	

4. 1～3に当てはまるが、各保険の加入対象外で確認できない方  
(厚生年金保険は70歳以上の方、雇用保険は役員及びその同居親族の方※)

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類		② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類 (ア、イのいずれか)
給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	ア	厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
	イ	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

5. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれも適用除外、もしくは未加入の事業者の場合

① 審査基準日6ヶ月超前からの雇用の確認書類	② 審査基準日現在の常時雇用の確認書類
給与支給明細書(源泉徴収簿)の写し または出勤簿の写し (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)	申請時直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ※住民税の特別徴収を行っていない技術者については、 個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認出来るもの (雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること)

**※平成29年より、65歳以上の従業員も雇用保険の加入対象となっています。対象の技術職員等の加入漏れにご注意ください。加入すべき保険が未加入だと、加点対象になりません。**

その他の確認資料

① 技術職員の生年月日の確認資料

初めて技術職員名簿に記載される方で健康保険、厚生年金に未加入の場合は、国民健康保険被保険者証の写しをお持ちください。

② 出向者であることの確認資料

出向者については、出向契約書、出向協定書等を持参してください。

③ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)の確認資料

- ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(P87 様式7)原本(提出)
- ・常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則または労働協約の写し

特殊な事例

・ 審査基準日以前6ヶ月を超える前から常時雇用をし、審査基準日現在で健康保険に加入しているが、審査基準日以降に退職した、又は、社会保険への加入時期が審査基準日以前6ヶ月以内である場合は、1、2、3、4の順番で最初に揃う確認資料で確認できるものとします。

・ 企業単位などで組織する健康保険組合の健康保険に加入しており、健康保険被保険者証に事業所名の記載がない場合、①の確認書類は当該健康保険被保険者証の写しと健康保険組合発行の加入証明書の組み合わせでも可とします(事業所名と審査基準日6ヶ月超前からの雇用が確認できる場合に限り)。確認ができない場合は、1、2、3、4の順番で最初に揃う確認資料で確認するものとします。

別紙二〔技術職員名簿〕の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第 18 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は 2 までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば、12 枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。  
**注 満年齢が上がるのは誕生日の前日のため、誕生日が審査基準日の 1 日後の方は審査基準日時点で年齢が上がっていることとなります。**
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
1	土木工事業	9	管工事業	17	塗装工事業	25	建具工事業
2	建築工事業	10	タイル・れんが・ブロック工事業	18	防水工事業	26	水道施設工事業
3	大工工事業	11	鋼構造物工事業	19	内装仕上工事業	27	消防施設工事業
4	左官工事業	12	鉄筋工事業	20	機械器具設置工事業	28	清掃施設工事業
5	とび・土工事業	13	舗装工事業	21	熱絶縁工事業	29	解体工事業
6	石工事業	14	しゅんせつ工事業	22	電気通信工事業		
7	屋根工事業	15	板金工事業	23	造園工事業		
8	電気工事業	16	ガラス工事業	24	さく井工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）（「技術者資格区分コード及び業種別技術者点数表」P 62～66 参照）及び別表（五）（P 67 参照）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
**注 有資格区分コード「003」及び「004」については国土交通大臣の認定書の提示により、また、「703」及び「704」については「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しの提示により確認します。**
- 「講習受講」の欄は、法第 15 条第 2 号イに該当する者が、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD 単位取得数の欄は第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できる CPD 単位数は一人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。



主たる営業所の所在地		名古屋市中区三の丸三丁目1番2号																						
商号又は名称		愛知建設工業（株）																						
代表者氏名		代表取締役 愛知太郎																						
許可番号		国土交通大臣許可（般特 - 2）第 758 号 愛知県知事																						
一般建設業						特定建設業																		
建設業の種類						建設業の種類																		
許可年月日						許可年月日																		
と	鋼	塗	水	解	/	2	・	7	・	29	建	舗	/	/	/	/	/	/	/	2	・	7	・	29
管	/	/	/	/	/	2	・	11	・	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	.	.	.	.	.
/	/	/	/	/	/	.	.	.	.	.	/	/	/	/	/	/	/	/	/	.	.	.	.	.
/	/	/	/	/	/	.	.	.	.	.	/	/	/	/	/	/	/	/	/	.	.	.	.	.

（申請等の内容）

1. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求、 2. 経営規模等評価のみ、 3. 総合評定値請求のみ  
（該当する区分の数字に○を付すこと。）

経営規模等評価等対象建設業の種類																								
と	鋼	舗	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
登録経営状況分析機関番号						○○○○○○						業種数		3		手数料		16000						

（記入要領）

- 許可の番号の「般特」については不要なものを消すこと。
- 建設業の種類及び経営規模等評価等対象建設業の種類の欄には、下表の略号により記入すること。
- 手数料の欄は、「1. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求」の場合 8,500円+2,500円×業種数、「2. 経営規模等評価申請のみ」の場合 8,100円+2,300円×業種数、「3. 総合評定値請求のみ」の場合 400円+200円×業種数の金額を記入すること。

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
1 土木工事業	(土)	16 ガラス工事業	(ガ)
2 建築工事業	(建)	17 塗装工事業	(塗)
3 大工工事業	(大)	18 防水工事業	(防)
4 左官工事業	(左)	19 内装仕上工事業	(内)
5 とび・土工事業	(と)	20 機械器具設置工事業	(機)
6 石工事業	(石)	21 熱絶縁工事業	(絶)
7 屋根工事業	(屋)	22 電気通信工事業	(通)
8 電気工事業	(電)	23 造園工事業	(園)
9 管工事業	(管)	24 さく井工事業	(井)
10 タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	25 建具工事業	(具)
11 鋼構造物工事業	(鋼)	26 水道施設工事業	(水)
12 鉄筋工事業	(筋)	27 消防施設工事業	(消)
13 舗装工事業	(舗)	28 清掃施設工事業	(清)
14 しゅんせつ工事業	(しゅ)	29 解体工事業	(解)
15 板金工事業	(板)		



◎項番「31」「32」記載例 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」

※営業期間が12か月に満たない場合を除いて、12か月を審査対象事業年度とします。

①完成工事高において2年平均を選択した場合の例

〔例1〕 12か月決算の場合

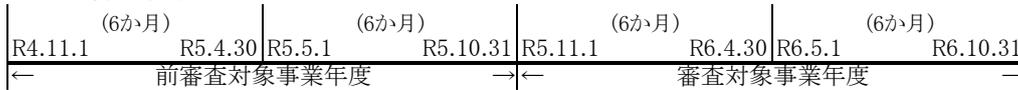


審査対象事業年度 令和5年11月～令和6年10月 (12か月) 完工高 160,000千円 元請完工高 100,000千円  
 前審査対象事業年度 令和4年11月～令和5年10月 (12か月) 完工高 150,000千円 元請完工高 90,000千円

3 1	自04年11月 至05年10月	自05年11月 至06年10月	1 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の		年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)	
3 2	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	1 5 0 0 0 0 9 0 0 0 0 1 6 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0	
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の	

記入不要

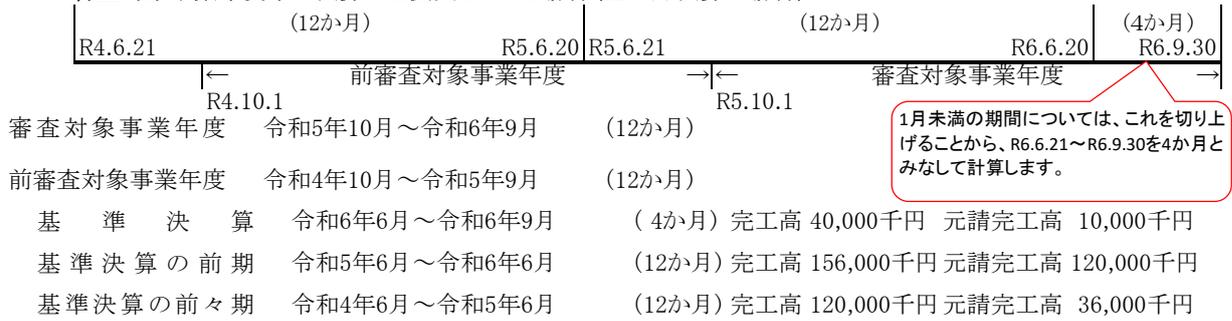
〔例2〕 6か月決算の場合



審査対象事業年度 令和5年11月～令和6年10月 (12か月)  
 前審査対象事業年度 令和4年11月～令和5年10月 (12か月)  
 基準決算 令和6年5月～令和6年10月 (6か月) 完工高 80,000千円 元請完工高 40,000千円  
 基準決算の前期 令和5年11月～令和6年4月 (6か月) 完工高 80,000千円 元請完工高 60,000千円  
 基準決算の前々期 令和5年5月～令和5年10月 (6か月) 完工高 80,000千円 元請完工高 40,000千円  
 基準決算の前々々期 令和4年11月～令和5年4月 (6か月) 完工高 70,000千円 元請完工高 50,000千円

3 1	自04年11月 至05年10月	自05年11月 至06年10月	1 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の		{ 05年 5月～ 05年 10月 04年 11月～ 05年 4月 年 月～ 年 月	
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)	
3 2	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	1 5 0 0 0 0 9 0 0 0 0 1 6 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0	
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の	
80,000 70,000		40,000 50,000	
12か月分		12か月分	

〔例3〕 審査対象事業年度中に決算日を変更している場合(12か月決算の場合)

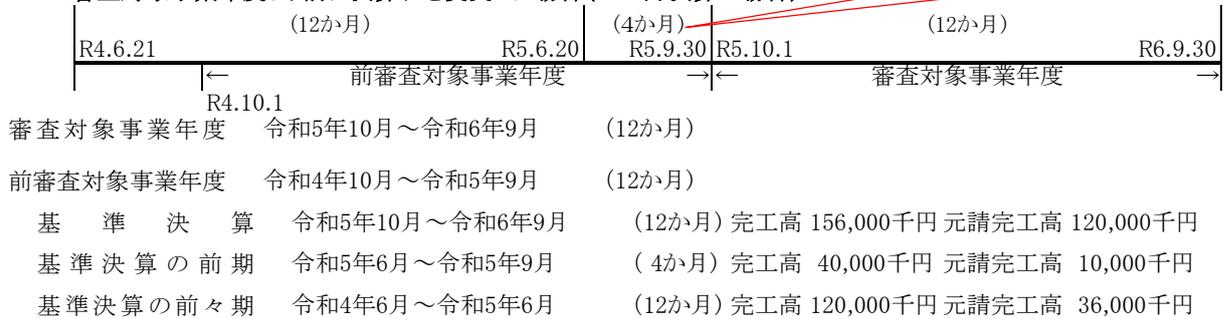


1月未満の期間については、これを切り上げることから、R6.6.21～R6.9.30を4か月とみなして計算します。

3 1	自04年10月 至05年09月	自05年10月 至06年09月 1 (1.2年平均) 2.3年平均																
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 05年6月～ 05年9月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 05年6月～ 05年9月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月										
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月																	
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月																	
3 2	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>6 10 15 16 20 25</td> <td>26 30 35 36 40 45</td> </tr> <tr> <td>0000000000</td> <td>0000000000</td> </tr> </table>	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45	0000000000	0000000000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>26 30 35 36 40 45</td> <td>36 40 45</td> </tr> <tr> <td>0000000000</td> <td>0000000000</td> </tr> </table>	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	26 30 35 36 40 45	36 40 45	0000000000	0000000000				
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																	
6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45																	
0000000000	0000000000																	
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																	
26 30 35 36 40 45	36 40 45																	
0000000000	0000000000																	
	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>156,000×4/12=52,000</td> <td>120,000×4/12=40,000</td> </tr> <tr> <td>120,000×8/12=80,000</td> <td>36,000×8/12=24,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	156,000×4/12=52,000	120,000×4/12=40,000	120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>40,000×4/4=40,000</td> <td>10,000×4/4=10,000</td> </tr> <tr> <td>156,000×8/12=104,000</td> <td>120,000×8/12=80,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000	156,000×8/12=104,000	120,000×8/12=80,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																	
156,000×4/12=52,000	120,000×4/12=40,000																	
120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000																	
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																	
40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000																	
156,000×8/12=104,000	120,000×8/12=80,000																	

1月未満の期間については、これを切り上げることから、R3.6.21～R4.9.30を4か月とみなして計算します。

〔例4〕 審査対象事業年度より前に決算日を変更した場合(12か月決算の場合)



3 1	自04年10月 至05年09月	自05年10月 至06年09月 1 (1.2年平均) 2.3年平均																
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 05年6月～ 05年9月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 05年6月～ 05年9月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月										
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月																	
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年6月～ 05年9月																	
3 2	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>6 10 15 16 20 25</td> <td>26 30 35 36 40 45</td> </tr> <tr> <td>0000000000</td> <td>0000000000</td> </tr> </table>	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45	0000000000	0000000000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>26 30 35 36 40 45</td> <td>36 40 45</td> </tr> <tr> <td>0000000000</td> <td>0000000000</td> </tr> </table>	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	26 30 35 36 40 45	36 40 45	0000000000	0000000000				
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																	
6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45																	
0000000000	0000000000																	
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																	
26 30 35 36 40 45	36 40 45																	
0000000000	0000000000																	
	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>40,000×4/4=40,000</td> <td>10,000×4/4=10,000</td> </tr> <tr> <td>120,000×8/12=80,000</td> <td>36,000×8/12=24,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000	120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>40,000×4/4=40,000</td> <td>10,000×4/4=10,000</td> </tr> <tr> <td>120,000×8/12=80,000</td> <td>36,000×8/12=24,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000	120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																	
40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000																	
120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000																	
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																	
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																	
40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000																	
120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000																	

②完成工事高において3年平均を選択した場合の例

〔例1〕 12か月決算の場合

(12か月)			(12か月)			(12か月)		
R3.11.1	R4.10.31	R4.11.1	R5.10.31	R5.11.1	R6.10.31			
← 前々審査対象事業年度 →			← 前審査対象事業年度 →			← 審査対象事業年度 →		

審査対象事業年度 令和5年11月～令和6年10月 (12か月) 完工高 160,000千円 元請完工高 100,000千円  
 前審査対象事業年度 令和4年11月～令和5年10月 (12か月) 完工高 140,000千円 元請完工高 80,000千円  
 前々審査対象事業年度 令和3年11月～令和4年10月 (12か月) 完工高 160,000千円 元請完工高 60,000千円

3 1	自 0 3 年 1 1 月 至 0 5 年 1 0 月	自 0 5 年 1 1 月 至 0 6 年 1 0 月	2 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4年11月～ 5年10月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3年11月～ 4年10月			
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)	
3 2	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45	
完成工事高計算表 前事業年度 140,000 前々事業年度 160,000 合計を2で割って 項番「32」に記入する		元請完成工事高計算表 前事業年度 80,000 前々事業年度 60,000 合計を2で割って 項番「32」に記入する	

〔例2〕 6か月決算の場合

(6か月)		(6か月)		(6か月)		(6か月)		(6か月)		(6か月)	
R3.11.1	R4.4.30	R4.5.1	R4.10.31	R4.11.1	R5.4.30	R5.5.1	R5.10.31	R5.11.1	R6.4.30	R6.5.1	R6.10.31
← 前々審査対象事業年度 →				← 前審査対象事業年度 →				← 審査対象事業年度 →			

審査対象事業年度 令和5年11月～令和6年10月 (12か月)  
 前審査対象事業年度 令和4年11月～令和5年10月 (12か月)  
 前々審査対象事業年度 令和3年11月～令和4年10月 (12か月)

基準決算 令和6年5月～令和6年10月 (6か月) 完工高 80,000千円 元請完工高 40,000千円  
 基準決算の前期 令和5年11月～令和6年4月 (6か月) 完工高 80,000千円 元請完工高 60,000千円  
 基準決算の前々期 令和5年5月～令和5年10月 (6か月) 完工高 70,000千円 元請完工高 40,000千円  
 基準決算の前々々期 令和4年11月～令和5年4月 (6か月) 完工高 70,000千円 元請完工高 50,000千円  
 基準決算の前々々々期 令和4年5月～令和4年10月 (6か月) 完工高 85,000千円 元請完工高 60,000千円  
 基準決算の前々々々々期 令和3年11月～令和4年4月 (6か月) 完工高 75,000千円 元請完工高 30,000千円

3 1	自 0 3 年 1 1 月 至 0 5 年 1 0 月	自 0 5 年 1 1 月 至 0 6 年 1 0 月	2 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 { 5年5月～ 5年10月 4年11月 5年4月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 { 4年5月～ 5年10月 3年11月 4年4月		{ 6年5月～ 6年10月 5年11月 6年4月	
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)	
3 2	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45	
完成工事高計算表 前事業年度 70,000 前々事業年度 70,000 前々々事業年度 85,000 前々々々事業年度 75,000 合計を2で割って 項番「32」に記入する		元請完成工事高計算表 前事業年度 40,000 前々事業年度 50,000 前々々事業年度 60,000 前々々々事業年度 30,000 合計を2で割って 項番「32」に記入する	

〔例3〕 審査対象事業年度中に決算日を変更している場合(12か月決算の場合)

R3.1.1	(12か月)	R3.12.31	R4.1.1	(12か月)	R4.12.31	R5.1.1	(12か月)	R5.12.31	(3か月)	R6.3.31
← 前々審査対象事業年度 →			← 前審査対象事業年度 →			← 審査対象事業年度 →				
R3.4.1			R4.4.1			R5.4.1				
審査対象事業年度 令和5年4月～令和6年3月			(12か月)							
前審査対象事業年度 令和4年4月～令和5年3月			(12か月)							
前々審査対象事業年度 令和3年4月～令和4年3月			(12か月)							
基準決算 令和6年1月～令和6年3月			(3か月) 完工高 40,000千円			元請完工高 10,000千円				
基準決算の前期 令和5年1月～令和5年12月			(12か月) 完工高 160,000千円			元請完工高 120,000千円				
基準決算の前々期 令和4年1月～令和4年12月			(12か月) 完工高 120,000千円			元請完工高 40,000千円				
基準決算の前々々期 令和3年1月～令和3年12月			(12か月) 完工高 160,000千円			元請完工高 120,000千円				

3 1	自 03年04月 至 05年03月	自 05年04月 至 06年03月	2 (1.2年平均) 2.3年平均)								
<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 05年1月～ 05年3月 04年4月～ 04年12月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>{ 04年1月～ 04年3月 03年4月～ 03年12月</td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年1月～ 05年3月 04年4月～ 04年12月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	{ 04年1月～ 04年3月 03年4月～ 03年12月	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 06年1月～ 06年3月 05年4月～ 05年12月</td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 06年1月～ 06年3月 05年4月～ 05年12月		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 05年1月～ 05年3月 04年4月～ 04年12月										
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	{ 04年1月～ 04年3月 03年4月～ 03年12月										
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 06年1月～ 06年3月 05年4月～ 05年12月										
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)									
3 2	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45									
<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>                 160,000×3/12=40,000                  120,000×9/12=90,000                  120,000×3/12=30,000                  160,000×9/12=120,000             </td> <td>                 120,000×3/12=30,000                  40,000×9/12=30,000                  40,000×3/12=10,000                  120,000×9/12=90,000             </td> </tr> </table>		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	160,000×3/12=40,000 120,000×9/12=90,000 120,000×3/12=30,000 160,000×9/12=120,000	120,000×3/12=30,000 40,000×9/12=30,000 40,000×3/12=10,000 120,000×9/12=90,000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>40,000×3/3=40,000 60,000×9/12=120,000</td> <td>10,000×3/3=10,000 120,000×9/12=90,000</td> </tr> </table>		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	40,000×3/3=40,000 60,000×9/12=120,000	10,000×3/3=10,000 120,000×9/12=90,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表										
160,000×3/12=40,000 120,000×9/12=90,000 120,000×3/12=30,000 160,000×9/12=120,000	120,000×3/12=30,000 40,000×9/12=30,000 40,000×3/12=10,000 120,000×9/12=90,000										
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)										
40,000×3/3=40,000 60,000×9/12=120,000	10,000×3/3=10,000 120,000×9/12=90,000										

合計を2で割って項番「32」に記入する

〔例4〕 審査対象事業年度より前に決算日を変更した場合(12か月決算の場合)

R3.1.1	(12か月)	R3.12.31	(3か月)	R4.3.31	R4.4.1	(12か月)	R5.3.31	R5.4.1	(12か月)	R6.3.31
← 前々審査対象事業年度 →			← 前審査対象事業年度 →			← 審査対象事業年度 →				
R3.4.1			R4.4.1			R5.4.1				
審査対象事業年度 令和5年4月～令和6年3月			(12か月)							
前審査対象事業年度 令和4年4月～令和5年3月			(12か月)							
前々審査対象事業年度 令和3年4月～令和4年3月			(12か月)							
基準決算 令和5年4月～令和6年3月			(12か月) 完工高 160,000千円			元請完工高 120,000千円				
基準決算の前期 令和4年4月～令和5年3月			(12か月) 完工高 100,000千円			元請完工高 80,000千円				
基準決算の前々期 令和4年1月～令和4年3月			(3か月) 完工高 20,000千円			元請完工高 10,000千円				
基準決算の前々々期 令和3年1月～令和3年12月			(12か月) 完工高 160,000千円			元請完工高 80,000千円				

3 1	自 03年04月 至 05年03月	自 05年04月 至 06年03月	2 (1.2年平均) 2.3年平均)								
<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 04年4月～ 05年3月 04年1月～ 04年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>{ 03年4月～ 03年12月 03年1月～ 03年12月</td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 04年4月～ 05年3月 04年1月～ 04年3月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	{ 03年4月～ 03年12月 03年1月～ 03年12月						
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 04年4月～ 05年3月 04年1月～ 04年3月										
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	{ 03年4月～ 03年12月 03年1月～ 03年12月										
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)									
3 2	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45									
<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>                 100,000                  20,000×3/3=20,000                  160,000×9/12=120,000             </td> <td>                 80,000                  10,000×3/3=10,000                  80,000×9/12=60,000             </td> </tr> </table>		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	100,000 20,000×3/3=20,000 160,000×9/12=120,000	80,000 10,000×3/3=10,000 80,000×9/12=60,000	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高 (千円)</td> <td>元請完成工事高 (千円)</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>80,000</td> </tr> </table>		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	100,000	80,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表										
100,000 20,000×3/3=20,000 160,000×9/12=120,000	80,000 10,000×3/3=10,000 80,000×9/12=60,000										
完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)										
100,000	80,000										

合計を2で割って項番「32」に記入する

③個人から法人に承継が認められた場合の例

【例1】 個人から、法人を設立し(法人成り)、決算が未到来の場合(2年平均選択)

R4.1.1	(12か月)	R4.12.31	R5.1.1	(12か月)	R5.12.31	(4か月)	R6.4.5
← 前審査対象事業年度			→ 審査対象事業年度 →				
法人設立日	令和6年4月6日		R4.4.6	R5.4.5	R5.4.6		
審査対象事業年度	令和5年4月～令和6年4月		(12か月)				
前審査対象事業年度	令和4年4月～令和5年4月		(12か月)				
基準決算			(0か月)	完工高	0千円	元請完工高	0千円
基準決算の前期	令和6年1月～令和6年4月		(4か月)	完工高	40,000千円	元請完工高	10,000千円
基準決算の前々期	令和5年1月～令和5年12月		(12か月)	完工高	156,000千円	元請完工高	120,000千円
基準決算の前々々期	令和4年1月～令和4年12月		(12か月)	完工高	120,000千円	元請完工高	36,000千円

1月未満の期間については、これを切り上げることから、R6.1.1～R6.4.5を4か月とみなして計算します。

3 1	自 0 4 年 0 4 月 至 0 5 年 0 4 月	自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 4 月	1 (1.2年平均) 2.3年平均																						
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 5年 1月～ 5年 4月 4 4 12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 5年 1月～ 5年 4月 4 4 12	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 6年 1月～ 6年 4月 5 4 12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 6年 1月～ 6年 4月 5 4 12	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月															
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 5年 1月～ 5年 4月 4 4 12																								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 6年 1月～ 6年 4月 5 4 12																								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																								
3 2	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																					
	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45																							
	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0																					
	0 1 3 2 0 0 0 0	0 6 4 0 0 0 0	0 1 4 4 0 0 0 0	0 9 0 0 0 0 0																					
12か月分	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>156,000×4/12=52,000</td> <td>120,000×4/12=40,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>120,000×8/12=80,000</td> <td>36,000×8/12=24,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	156,000×4/12=52,000	120,000×4/12=40,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000	審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度			<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>40,000×4/4=40,000</td> <td>10,000×4/4=10,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>156,000×8/12=104,000</td> <td>120,000×8/12=80,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	156,000×8/12=104,000	120,000×8/12=80,000	審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度			12か月分
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	156,000×4/12=52,000	120,000×4/12=40,000																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000×8/12=80,000	36,000×8/12=24,000																							
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度																									
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	40,000×4/4=40,000	10,000×4/4=10,000																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	156,000×8/12=104,000	120,000×8/12=80,000																							
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度																									

【例2】 個人から、法人を設立(法人成り)し、法人の最初の決算が終了した場合(2年平均選択)

R4.1.1	(12か月)	R4.12.31	R5.1.1	(12か月)	R5.12.31	(3か月)	R6.4.5	(3か月)	R6.6.30
← 前審査対象事業年度			→ 審査対象事業年度 →						
法人設立日	令和6年4月6日		決算日	令和6年6月30日		R4.7.1	R5.6.30	R5.7.1	
審査対象事業年度	令和5年7月～令和6年6月		(12か月)						
前審査対象事業年度	令和4年7月～令和5年6月		(12か月)						
基準決算	令和6年4月～令和6年6月		(3か月)	完工高	40,000千円	元請完工高	0千円		
基準決算の前期	令和6年1月～令和6年4月		(3か月)	完工高	40,000千円	元請完工高	10,000千円		
基準決算の前々期	令和5年1月～令和5年12月		(12か月)	完工高	160,000千円	元請完工高	120,000千円		
基準決算の前々々期	令和4年1月～令和4年12月		(12か月)	完工高	140,000千円	元請完工高	40,000千円		

1月未満の期間については、これを切り上げることから、R6.4.6～R6.6.30を3か月とみなして計算します。R6.4月分をR6.4.6～R6.6.30の中で数えているので、R6.1.1～R6.4.5は3か月とみなして計算します。

3 1	自 0 4 年 0 7 月 至 0 5 年 0 6 月	自 0 5 年 0 7 月 至 0 6 年 0 6 月	1 (1.2年平均) 2.3年平均																						
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 5年 1月～ 5年 6月 4 7 12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 5年 1月～ 5年 6月 4 7 12	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>{ 6年 4月～ 6年 6月 6 1 4</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>5年 7月～ 5年 12月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 6年 4月～ 6年 6月 6 1 4	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	5年 7月～ 5年 12月															
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 5年 1月～ 5年 6月 4 7 12																								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	{ 6年 4月～ 6年 6月 6 1 4																								
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	5年 7月～ 5年 12月																								
3 2	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)																					
	6 10 15 16 20 25	26 30 35 36 40 45																							
	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0																					
	0 1 5 0 0 0 0 0	0 8 0 0 0 0 0	0 1 6 0 0 0 0 0	0 7 0 0 0 0 0																					
12か月分	<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>160,000×6/12=80,000</td> <td>120,000×6/12=60,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>140,000×6/12=70,000</td> <td>40,000×6/12=20,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	160,000×6/12=80,000	120,000×6/12=60,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	140,000×6/12=70,000	40,000×6/12=20,000	審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度			<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>40,000×3/3=40,000</td> <td>0×3/3=0</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>40,000×3/3=40,000</td> <td>10,000×3/3=10,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度</td> <td>160,000×6/12=80,000</td> <td>120,000×6/12=60,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	40,000×3/3=40,000	0×3/3=0	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	40,000×3/3=40,000	10,000×3/3=10,000	審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度	160,000×6/12=80,000	120,000×6/12=60,000	12か月分
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	160,000×6/12=80,000	120,000×6/12=60,000																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	140,000×6/12=70,000	40,000×6/12=20,000																							
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度																									
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	40,000×3/3=40,000	0×3/3=0																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	40,000×3/3=40,000	10,000×3/3=10,000																							
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度	160,000×6/12=80,000	120,000×6/12=60,000																							

④個人から個人に承継が認められた場合の例

〔例1〕 個人から個人に事業を承継し、決算が未到来の場合(2年平均選択)

R4.1.1	(12か月)	R4.12.31	R5.1.1	(12か月)	R5.12.31	(2か月)	R6.2.7
← 前審査対象事業年度			→ 審査対象事業年度 →				
承継人の事業開始日		令和6年2月8日					
審査対象事業年度		令和5年2月～令和6年2月 (12か月)					
前審査対象事業年度		令和4年2月～令和5年2月 (12か月)					
基準決算		(0か月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円					
基準決算の前期		(2か月) 完工高 40,000千円 元請完工高 10,000千円					
基準決算の前々期		(12か月) 完工高 156,000千円 元請完工高 120,000千円					
基準決算の前々々期		(12か月) 完工高 120,000千円 元請完工高 36,000千円					

1月未満の期間については、これを切り上げることから、R6.1.1～R6.2.7を2か月とみなして計算します。

3 1	自04年02月 至05年02月	自05年02月 至06年02月	1 (1.2年平均) 2.3年平均														
<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>5年1月～5年2月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～年 月</td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5年1月～5年2月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月	<table border="1"> <tr> <td>5年2月～5年12月</td> </tr> </table>		5年2月～5年12月									
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5年1月～5年2月																
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月																
5年2月～5年12月																	
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)															
6 10 15 16 20 25		26 30 35 36 40 45															
3 2		3 2															
<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>156,000×2/12=52,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>120,000×10/12=80,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度</td> <td>120,000×2/12=40,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々々々審査対象事業年度</td> <td>36,000×10/12=24,000</td> </tr> </table>		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	156,000×2/12=52,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000×10/12=80,000	審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度	120,000×2/12=40,000	審査対象事業年度の 前々々々審査対象事業年度	36,000×10/12=24,000	<table border="1"> <tr> <td>40,000×2/2=40,000</td> <td>10,000×2/2=10,000</td> </tr> <tr> <td>156,000×10/12=104,000</td> <td>120,000×10/12=80,000</td> </tr> </table>		40,000×2/2=40,000	10,000×2/2=10,000	156,000×10/12=104,000	120,000×10/12=80,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	156,000×2/12=52,000																
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000×10/12=80,000																
審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度	120,000×2/12=40,000																
審査対象事業年度の 前々々々審査対象事業年度	36,000×10/12=24,000																
40,000×2/2=40,000	10,000×2/2=10,000																
156,000×10/12=104,000	120,000×10/12=80,000																
12か月分		12か月分															

〔例2〕 個人から個人に事業を承継し、最初の決算が終了した場合(2年平均選択)

R4.1.1	(12か月)	R4.12.31	R5.1.1	(12か月)	R5.12.31	(3か月)	R6.4.5	R6.4.6	(9か月)	R6.12.31
← 前審査対象事業年度					→ 審査対象事業年度 →					
承継人の事業開始日		令和6年4月6日		決算日		令和6年12月31日				
審査対象事業年度		令和6年1月～令和6年12月 (12か月)								
前審査対象事業年度		令和5年1月～令和5年12月 (12か月)								
基準決算		令和6年4月～令和6年12月		(9か月) 完工高 40,000千円		元請完工高 0千円				
基準決算の前期		令和6年1月～令和6年4月		(3か月) 完工高 40,000千円		元請完工高 10,000千円				
基準決算の前々期		令和5年1月～令和5年12月		(12か月) 完工高 160,000千円		元請完工高 120,000千円				

1月未満の期間については、これを切り上げることから、R6.4.6～R6.12.31を9か月とみなして計算します。R6.4.5分をR6.4.6～R6.12.31の中で数えているので、R6.1.1～R6.4.5は3か月とみなして計算します。

3 1	自05年01月 至05年12月	自06年01月 至06年12月	1 (1.2年平均) 2.3年平均										
<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>5年1月～5年12月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～年 月</td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5年1月～5年12月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月	<table border="1"> <tr> <td>6年1月～6年12月</td> </tr> </table>		6年1月～6年12月					
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5年1月～5年12月												
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～年 月												
6年1月～6年12月													
完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)											
6 10 15 16 20 25		26 30 35 36 40 45											
3 2		3 2											
<table border="1"> <tr> <td>完成工事高計算表</td> <td>元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>120,000</td> </tr> </table>		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	160,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000	<table border="1"> <tr> <td>40,000×9/9=40,000</td> <td>0×9/9=0</td> </tr> <tr> <td>40,000×3/3=40,000</td> <td>10,000×3/3=10,000</td> </tr> </table>		40,000×9/9=40,000	0×9/9=0	40,000×3/3=40,000	10,000×3/3=10,000
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表												
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	160,000												
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	120,000												
40,000×9/9=40,000	0×9/9=0												
40,000×3/3=40,000	10,000×3/3=10,000												
12か月分		12か月分											

⑤新規に事業開始(法人設立、個人事業)した場合の例

〔例1〕 最初の決算が終了した場合

事業開始日 令和6年6月1日 決算日 令和6年12月31日  
 審査対象事業年度 令和6年6月～令和6年12月 (6か月) 完工高 40,000千円 元請完工高 10,000千円  
 前審査対象事業年度 (0か月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円

3	1	自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月	必ず左記のように「0」を記入	自 0 6 年 0 6 月 至 0 6 年 1 2 月	1 (1.2年平均) 2.3年平均)
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月	記入不要	
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月		
		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
3	2	6 0 10 15 0	16 20 25 0	26 30 35 40 0 0 0 0	36 40 45 1 0 0 0 0
		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	記入不要	
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

〔例2〕 決算が未到来の場合

事業開始日 令和6年4月1日  
 審査対象事業年度 (0か月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円  
 前審査対象事業年度 (0か月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円

3	1	自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月	必ず左記のように「0」を記入	自 0 6 年 0 4 月 至 0 0 年 0 0 月	1 (1.2年平均) 2.3年平均)
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月	記入不要	
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	必ず左記のように「0」を記入	
		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
3	2	6 0 10 15 0	16 20 25 0	26 30 35 40 0 0 0 0	36 40 45 0 0 0 0 0
		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	記入不要	
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

⑥決算の開始日、終了日が月の途中にある場合の例

決算開始月日 3月21日 決算終了月日 3月20日  
 審査対象事業年度 令和5年3月～令和6年3月 (12か月)  
 前審査対象事業年度 令和4年3月～令和5年3月 (12か月)

3	1	自 0 4 年 0 3 月 至 0 5 年 0 3 月		自 0 5 年 0 3 月 至 0 6 年 0 3 月	1 (1.2年平均) 2.3年平均)
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	4 年 3 月～ 5 年 3 月		
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月		

◎白色申告者の完成工事高・元請完成工事高 月別集計表の例示

業種 月	土木				電気				計	
	完成工事高		元請完成工事高		完成工事高		元請完成工事高		完成工事高	元請完成工事高
	契約別	月別	契約別	月別	契約別	月別	契約別	月別		
1 月	千円 4,750 1,130	千円 5,880	千円 4,750 1,130	千円 5,880	千円 50 45 110 15	千円 220	千円 0	千円 6,100	千円 5,880	
2 月	1,570 3,590 11,700	16,860	1,570 3,590 11,700	16,860	25 36	61	36	16,921	16,896	
12 月	13,650	13,650	13,650	13,650	0	0	0	13,650	13,650	
計	53,195		53,195		1,405		36	54,600	53,231	

(注) 各月の完成工事高及び元請完成工事高は、経営規模等評価を受けようとする業種ごとに請求書、契約書等の額と一致するように記入すること。

# IV. 別表

別表(一) 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

市区町村コード一覧表(平成24年1月4日現在)

コード	住所用市区町村名
23101	名古屋市千種区
23102	名古屋市東区
23103	名古屋市北区
23104	名古屋市西区
23105	名古屋市中村区
23106	名古屋市中区
23107	名古屋市昭和区
23108	名古屋市瑞穂区
23109	名古屋市熱田区
23110	名古屋市中川区
23111	名古屋市港区
23112	名古屋市南区
23113	名古屋市守山区
23114	名古屋市緑区
23115	名古屋市名東区
23116	名古屋市天白区
23201	豊橋市
23202	岡崎市
23203	一宮市
23204	瀬戸市
23205	半田市
23206	春日井市
23207	豊川市
23208	津島市
23209	碧南市
23210	刈谷市

コード	住所用市区町村名
23211	豊田市
23212	安城市
23213	西尾市
23214	蒲郡市
23215	犬山市
23216	常滑市
23217	江南市
23219	小牧市
23220	稲沢市
23221	新城市
23222	東海市
23223	大府市
23224	知多市
23225	知立市
23226	尾張旭市
23227	高浜市
23228	岩倉市
23229	豊明市
23230	日進市
23231	田原市
23232	愛西市
23233	清須市
23234	北名古屋市
23235	弥富市
23236	みよし市
23237	あま市
23238	長久手市

コード	住所用市区町村名
23302	愛知郡東郷町
23342	西春日井郡豊山町
23361	丹羽郡大口町
23362	丹羽郡扶桑町
23424	海部郡大治町
23425	海部郡蟹江町
23427	海部郡飛島村
23441	知多郡阿久比町
23442	知多郡東浦町
23445	知多郡南知多町
23446	知多郡美浜町
23447	知多郡武豊町
23501	額田郡幸田町
23561	北設楽郡設楽町
23562	北設楽郡東栄町
23563	北設楽郡豊根村

別表（二）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合





資格区分	有資格区分コード   資格名等	資格取得後必要な実務経験	業 種 コ ー ド / 建 設 業 の 種 類																												
			01 土 建	02 大 左	03 と	04 石	05 屋	06 電	07 管	08 夕	09 鋼	10 筋	11 舗	12 し	13 ゆ	14 板	15 ガ	16 塗	17 防	18 内	19 機	20 絶	21 通	22 園	23 井	24 具	25 水	26 消	27 清	28 解	29
	部門(選択課目)																														
	141 建設・総合技術監理(建設)		5		5			5						5	5									5						※2	
	142 建設「鋼構造及びびコンクリート」・ 総合技術監理(建設「鋼構造物及びびコンクリート」)		5		5			5			5			5	5								5							※2	
	143 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		5		5																										
	144 電気電子・総合技術監理(電気電子)							5														5									
	145 機械・総合技術監理(機械)																				5										
	146 機械「流体工学」又は「熟工学」・ 総合技術監理(機械「流体工学」、又は「熟工学」)									5											5										
	147 上下水道・総合技術監理(上下水道)									5																	5				
	148 上下水道「上水道及び工業用水道」・ 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									5														5		5					
	149 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		5		5																										
	150 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																							5							
	151 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		5		5																		5								
	152 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									5																					
	153 衛生工学「水質管理」・ 総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									5																	5				
	154 衛生工学「廃棄物管理」・ 総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									5																	5	5			
電気工事士法 「電気工事士試験」	155 第一種電気工事士								2																						
	256 第二種電気工事士	3年							1																						
電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	258 電気主任技術者 (1種・2種・3種)	5年							1																						
電気通信事業法 「電気通信 主任技術者試験」 「工事担任者試験」	259 電気通信主任技術者	5年																					1								
	235 工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信又は 総合通信に限る)	3年																					1								
水道法 「給水装置工事 主任技術者試験」	265 給水装置工事主任技術者	1年								1																					
消防法 「消防設備士試験」	168 甲種消防設備士																											2			
	169 乙種 "																											2			
職業能力開発促進法 (旧 職業訓練法) 「技能検定」	164 型枠施工(1級)			2	2																										
	264 型枠施工(2級)	*3年		1	1																										
*平成16年4月1日時 点で合格していた者は 実務経験1年以上	166 ウェルポイント施工(1級)				2																										
	266 ウェルポイント施工(2級)	*3年			1																										

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解







別表(五) (主として外国の資格取得者で国土交通大臣が認定した方)

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	舗装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	--

1級技術者…	法第15条第2号イに該当する者 (5点)
2級技術者…	法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者 (2点)
その他の技術者…	法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者 (1点)
登録基幹技能者講習を修了した者…	建設業法施行規則18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者 (3点)

(参考)

◎建設業法第7条第2号イに規定する学科(建設業法施行規則第一条)

A	B
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(参考)

登録基幹技能者について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、 登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、 登録PC基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、 登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、 登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、 登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、 登録土工基幹技能者 登録発破・破砕基幹技能者、登録圧入工基幹技能者 登録送電線工事基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録送電線工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、 登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。(※1,※2)

※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成30年3月31日以前に修了されている方は、当該実務経験を10年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業(左欄にあるものに限ります。)に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、加点対象とする建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

(参考)

レベル4技能者及びレベル3技能者について

認定能力評価基準	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、钣金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上することができます。

(参考)

## ◎項番 5 7 「防災協定の締結の有無」で加点対象となる特殊法人等一覧表

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年度法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)

首都高速道路株式会社	新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社	西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社	沖縄科学技術大学院大学学園
日本中央競馬会	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人水資源機構
独立行政法人労働者健康安全機構	

## V. その他

### ◎建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先

(知事許可業者)

主たる営業所の所在地	提出先	電話番号
名古屋市全域	都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 (名古屋市中区三の丸3-1-2)	052-954-6502
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 (名古屋市中区三の丸2-6-1)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 (一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4)	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の区域	海部建設事務所 (津島市西柳原町1-1-4)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 (半田市瑞穂町2-2-1)	0569-21-3233
岡崎市、西尾市、及び額田郡の区域	西三河建設事務所 (岡崎市明大寺本町1-4)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 (知立市上重原町蔵福寺1-2-4)	0566-82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所 (豊田市常盤町3-2-8)	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 (新城市片山字西野畑5-3-2-1)	(代) 0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及びの区域	東三河建設事務所 (豊橋市今橋町6)	0532-52-1312

◎申請書等用紙は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のホームページからダウンロードして下さい。

URL <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

## 審査等手数料証紙貼付書

愛知県知事許可業者は、愛知県収入証紙をはり付ける

(消印してはならない)

経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料

業種	(1)	(2)	(3)	業種	(1)	(2)	(3)
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

### 手数料の区分

- (1) 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合  
 ※申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「1」  
 手数料＝8,500円＋2,500円×業種数
  
- (2) 「経営規模等評価の申請」の場合  
 ※申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「2」  
 手数料＝8,100円＋2,300円×業種数
  
- (3) 「総合評定値の請求」の場合  
 ※申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「3」  
 手数料＝400円＋200円×業種数

## ◎保険会社との法定外労働災害補償契約の確認について

( 項 番 4 6 関係 )

保険会社との契約による法定外労働災害補償制度の加入を確認する書類については、少なくとも以下の項目について確認ができる、保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しをご提出ください。

- 1 保険期間に審査基準日が含まれていること
- 2 業務災害と通勤災害について補償されること
- 3 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。
- 4 少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。

※2～4については、これより広い範囲について補償されていなければ構いません。

加点対象となるのは、上記の補償内容で、共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するものです。記名式のものや作業員数の上限があるものは、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないので、対象にはなりません。

また、準記名式傷害保険については、政府管掌の労災保険（法定労災）に加入していない場合は、対象とはなりません。

P74の参考様式以外の証明書の場合、付箋を貼る等して、上記の確認項目について記載されている箇所がわかるようにしてください。

なお、保険会社から取得した証明書に上記の確認項目が網羅されていない場合でも、保険証券の写しの提示により上記の項目を確認できれば可とします。また、保険証券から1～4の項目が明確に確認できる場合は証明書は不要とし、保険証券の写しの提出で可とします。その場合も、あらかじめ付箋を貼る等して、確認項目について記載されている箇所がわかるようにしておいてください。

証明書または保険証券の写しは提出になります。

## 保険会社の方へ

- ・ 審査基準日(申請の直前決算の終了日)時点での加入の有無の確認です。審査基準日が含まれる保険期間の証明でなければ加点対象になりませんのでご注意ください。したがって保険期間が満了した保険について証明する必要が生じる場合があります。
- ・ P 7 4～7 7に確認要領をすべて満たした証明書の参考様式がありますので、参考にしてください。様式1が労災連動型保険の、様式2が労災非連動型(準記名式)保険の参考様式です
- ・ 代理店が証明することはできません。  
証明内容について疑義が生じた場合、証明者に問い合わせる場合があります。
- ・ 虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明書の文面を変更して証明したりすると、法律により罰せられることがあります。
- ・ 経営事項審査の評価対象とならない契約については証明しないでください。

愛知県知事 (般・特-〇〇) 第〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 險 種 類 労働災害総合保険

保 險 契 約 者 (商号または名称)  
 (被保険者) (所在地)  
 (保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保 險 証 券 番 号

保 險 金 額 (障害等級 8 級以下についても補償されるときは欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。)

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級 1 級	万円	万円
障害等級 2 級	万円	万円
障害等級 3 級	万円	万円
障害等級 4 級	万円	万円
障害等級 5 級	万円	万円
障害等級 6 級	万円	万円
障害等級 7 級	万円	万円

保 險 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ← 保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保 險 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害  
 ○死亡及び障害等級 1 級から第 7 級までに係わる障害のすべて

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所在地)  
 (名 称)  
 (職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

## 様式1(裏面)

### 保険対象工事

保険対象工事については、共同企業体及び海外工事を除くほかは、施工実績の如何にかかわらず、除外している工事はありません。団体加入により付保される場合においても、団体に関係するしないにかかわらず契約者（被保険者）が請負う工事は、共同企業体及び海外工事を除くほかは、すべて保険対象となります。建設工事が発注者から直接請負ったものであっても、下請けとして請負ったものであっても保険対象となります。少なくとも契約者（被保険者）が建設業許可を有する工事業に該当する工事は、すべて保険対象となる事業に含まれています。

### 被保険者の範囲

ここでいう直接の使用関係にある職員とは、特に雇用期間を定めることなく雇用されている者はもちろん、いわゆるパートや労務者、臨時雇いなど、雇用期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者も含まれます。保険対象となる人物を特定していません。また、人数も限定していません。そのほか実質的に被保険者の範囲を狭くするような手続上の制限もありません。

下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）とは、契約者（被保険者）と直接請負関係にある下請負人のみならず契約者（被保険者）と直接の請負関係はないが、下請負人を介しての請負関係により、契約者（被保険者）が請負った建設工事の施工に携わっている者についても保険対象となります。すべての下請負人とは、過去または今後の予定から下請負人になると予想される者すべてを保険対象としていることを意味するのではなく、いかなる者が下請負人となっても保険対象となることを意味するのであって下請負人を限定する取り決めはありません。また、実質的に下請負人を限定するような手続上の制限もありません。

### 注意

- この証明書は、経営事項審査に関連した項目について最も低い（狭い）付保内容を証明したものです。
- 表記の保険期間の期間内に経営事項審査の審査基準日がないと、加点対象になりません。
- この証明書を不当に使用し虚偽の申請をすると、法律により処罰される場合があります。

愛知県知事 (般・特一〇〇) 第〇〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 險 種 類 準記名式傷害保険

保 險 契 約 者 (商号または名称)  
(被保険者) (所在地)  
(保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保険証券番号

保 險 金 額 死亡保険金額 万円  
後遺障害保険金額 万円  
入院保険金日額 円  
通院保険金日額 円

保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保 險 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで 年間

保 險 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事についてはすべて保険対象となる

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員すべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害  
○死亡及び障害等級第 1 級から第 7 級までに該当する障害については、すべて補償される

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所在地)  
(名 称)  
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

## 様式 2(裏面)

### 保険対象工事

保険対象工事については、共同企業体及び海外工事を除くほかは、施工実績の如何にかかわらず、除外している工事はありません。団体加入により付保される場合においても、団体に関係するしないにかかわらず契約者（被保険者）が請負う工事は、共同企業体及び海外工事を除くほかは、すべて保険対象となります。建設工事が発注者から直接請負ったものであっても、下請けとして請負ったものであっても保険対象となります。少なくとも契約者（被保険者）が建設業許可を有する工事業に該当する工事は、すべて保険対象となる事業に含まれています。

### 被保険者の範囲

被保険者の範囲は事業所備え付けの名簿に記載されている者ですが、契約者（被保険者）は、契約者（被保険者）が請負うすべての建設工事に携わる直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員については、すべて名簿に記載しなければならず、一部の者や一部の工事を除外することは、契約上認められていません。被保険者数については、過去の実績から保険期間内に予想される最大人数が設定されていますが、予想に反しより多くの者が同時に就業するに至った場合には、契約者は被保険者の人数を増やす義務があり当社は超過分の保険料を徴収することができます。これらの契約上の取り決めにより、表記の範囲の者についてはすべて被保険者となります。

ここでいう直接の使用関係にある職員とは、特に雇用期間を定めることなく雇用されている者はもちろん、いわゆるパートや労務者、臨時雇いなど、雇用期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者も含みます。保険対象となる人物を契約時において特定していません。そのほか実質的に被保険者の範囲を狭くするような手続き上の制限もありません。

下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）とは、契約者（被保険者）と直接請負関係にある下請負人のみならず契約者（被保険者）と直接の請負関係はないが、下請負人を介しての請負関係により、契約者（被保険者）が請負った建設工事の施工に携わっている者についても保険対象となります。すべての下請負人とは、過去または今後の予定から下請負人となると予想される者すべてを保険対象としていることを意味するのではなく、いかなる者が下請負人となっても保険対象となることを意味するのであつて下請負人を限定する取り決めはありません。また、実質的に下請負人を限定するような手続き上の制限もありません。

### 補償の範囲

死亡、障害等級第 1 級から第 7 級までに係わる障害と、この保険の補償の範囲を比較すると、すべてにおいてこの保険の補償範囲が広く、労働者災害補償保険法の死亡、障害等級第 1 級から第 7 級までに該当する死亡または障害で、補償の範囲から外れるものではありません。

### 注意

- この証明書は、経営事項審査に関連した項目について最も低い（狭い）付保内容を証明したものです。
- 表記の保険期間の期間内に経営事項審査の審査基準日がないと、加対象になりません。
- この証明書を不当に使用し虚偽の申請をすると、法律により処罰される場合があります。

## ◎社団法人等の団体が防災協定を締結している場合の 証明書について

(項番 **5** **7**関係)

### 社団法人等の団体の方へ

建設業者が貴団体に加入していること及び防災活動に一定の役割を果たすことを併せて証明する際のお願いと注意事項

- ・ 貴団体に加入している建設業者のうち、審査基準日(申請の直前決算の終了日)時点で防災活動に一定の役割を果たすことができる者について証明してください。
- ・ 特殊の理由がない限り、証明はP 7 9の様式3により行ってください。  
(ただし、様式は、あくまでも雛形であり、必ずしも本様式に拠らなくとも、建設業者が貴団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことを貴団体の長が証している書類であれば、確認書類として有効です。)
- ・ 経営事項審査の評価対象とならない協定については、証明はしないでください(協定そのものが、事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合は、加点の対象にはなりません)。
- ・ 審査基準日時点での協定締結の有無の確認です。期間の定めがある協定を締結している場合は、その協定期間内に審査基準日が含まれていなければなりません。また、期間の定めがない協定を締結している場合は、審査基準日以前に締結されたものでなければなりません。
- ・ 証明者は、団体の長としてください。
- ・ 虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明すると、法律により罰せられることがありますので注意してください。

この証明書は、経営規模等評価申請等受付と同時に提出していただきます。

# 証 明 書

所在地

商号又は名称

代表者名

許可番号 愛知県知事（般・~~特~~一〇〇）

第〇〇〇〇〇〇〇号

般特は不要のものを二重線  
で消してください。

上記の者は〇年〇月〇日付けで〇〇県知事との間で締結した災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和 年 月 日

〇〇〇〇協会(団体名)

会長 〇〇〇〇

証明日には、審査基準日以後の日付を記入してください。

こちらの書類を提出する際には、必ず、次ページ以降の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を添付してください。

様式 4

(用紙A4)

### 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

愛知県知事 殿

建設業に従事する職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者(平成17年度までに行われた(財)建設業振興基金の一級建設業経理事務士試験に合格した者も含む。)が、自らの署名を付して提出して下さい。

令和 年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏名

## 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権          未成工事支出金等の棚卸資産          貸付金等の金銭債権          借入金等の金銭債務          完成工事高、兼業事業売上高          完成工事原価、兼業事業売上原価          支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。

	<p>引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p>
	<p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p>
	<p>工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。</p>
工事進行基準	<p>工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。</p>
	<p>工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。</p>
	<p>実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。</p>
	<p>工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。</p>
	<p>工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。</p>
受取利息配当金	<p>協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。</p>
支払利息	<p>有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。</p>
J V	<p>共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。</p>
	<p>分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p>
	<p>J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。          資産の評価基準及び評価方法          固定資産の減価償却の方法          引当金の計上基準          収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

# 様式 5

愛知県知事許可業者 経営事項審査用

## 工 事 確 認 証 明 書

愛知県知事 殿

工 事 名	工事場所	発注業種	請負代金の額	工 期
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで

当社  
上記工事を、 が  
私 に発注したことに相違ありません。

当該工事の詳細は上表のとおりです。

なお、当該工事の内容について、貴職から問い合わせがあれば応じることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電 話 番 号

様式 6

経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書 の 原本証明願

令和 年 月 日

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課長 殿  
愛知県 建設事務所長

願出者

許可番号 愛知県知事許可（ 般 特 — ）第 号

所在地

商号又は名称

代表者名

年 月 日付けで申請しました受付番号 の 経営規模等評価結果  
総合評定値  
について、下記理由により 経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書 の原本証明をお願いします。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



## ◎建設機械を所有しているが売買契約書がない場合の 証明書について

(項番 **6** **4** 関係)

### 証明される方へ（建設機械を売買したことを証明する際のお願いと注意事項）

- ・被証明者に販売した建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械）のみについて証明してください。
- ・証明はP 8 9の様式8により行ってください。  
（ただし、様式は、あくまでも雛形であり、必ずしも本様式に拠らなくとも、建設機械を所有していることを証している書類であれば、確認書類として有効です。）
- ・経営事項審査の評価対象とならない建設機械については、証明はしないでください。
- ・虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明すると、法律により罰せられることがありますので注意してください。

## 様式 8

# 売買証明書

〈建設機械所有者〉

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

私は上記の者に下記の建設機械を売り渡したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

〈建設機械の内訳〉

メーカー名	型 式	製造・車体番号	売買成立日	備 考

様式9

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

申請者

06

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施等年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日

建設機械の保有状況一覧表  
(記入例)

審査基準日: 令和6年 3月 31日

申請者

株式会社〇〇建設  
代表取締役 〇〇 △△

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日		検査実施等年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
1	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有 リース	令和3年 10月 1日	令和8年 9月 30日	令和5年 9月 10日
2	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	平成19年 11月 23日	年 月 日	令和4年 11月 22日
3	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	○×自動車	XXX-AABB	AA11BB00022	ダンプフルトレーラ	自社所有 リース	平成22年 1月 21日	年 月 日	令和6年 1月 16日
4	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	株式会社☆	AA-000GG	1111111	2メートル	自社所有 リース	平成27年 12月 23日	年 月 日	令和6年 2月 14日

【記載要領】

※項番「64」で記入した評価対象建設機械のうち15台分までについて記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
- ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類(例:ダンプフルトレーラ)。
- ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ(例:2メートル)
- ⑧締固め用機械にあつては、その種類
- ⑨解体用機械にあつては、その種類

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

※「検査実施等年月日」については、新車の場合は空欄とし、定期検査を実施している場合は「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」「ブルドーザー」「トラクターショベル」「モーターグレーダー」「高所作業車」「締固め用機械」「解体用機械」  
にあつては、特定自主検査記録表に記載された検査年月日。
- ②「移動式クレーン」にあつては、移動式クレーン検査証に記載された有効期間(審査基準日が含まれるもの)の開始日。
- ③「ダンプ車」にあつては、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の1年前の日。左記の日付が審査基準日より後である場合は、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の2年前の日。  
(軽自動車の「ダンプ車」等自動車検査の有効期間が2年の場合は、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の2年前の日。左記の日付が審査基準日より後である場合は、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の4年前の日。)





技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和5年12月25日	○	
2	豊橋 三夫	昭和57年11月4日	-		
3	一宮 四美	昭和45年4月3日	令和5年12月25日		
4	岡崎 五朗	昭和33年12月24日	令和2年4月20日		○
5	半田 太郎	平成8年5月5日	令和6年2月28日	○	
6	海部 花子	平成6年7月7日	令和6年3月25日	○	
<p>1 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されており、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをしてた者を除いた方を記載します。</p> <p>2 認定能力評価基準による評価（以下、「技能者レベル」）を受けている者について、審査基準日時点での最新の評価日を記載します。 技能者レベルの評価を受けていない者については「-」等を記載します。</p> <p>3 審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日において1つでもレベルが上がっている方にはレベルの向上の有無欄に「○」を記載します。</p> <p>4 最後の行にそれぞれの該当者の人数を記載します。この人数が「その他の審査項目」の様式の項番50と一致するように記載します。</p>					
合計	6 (人)			3 (人)	1 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
及び  
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長

年 月 日

北海道開発局長

知事 殿

建設キャリアアップシステム事業者ID

住所

商号又は氏名

代表者氏名

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。

知事」

2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。

3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。

なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。

4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。

5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。

6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
及び  
情報共有に関する同意書

令和5年9月1日から 令和6年8月31日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長  
北海道開発局長  
愛知県知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
商号又は氏名 愛知建設工業(株)  
代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数	
措置実施工事		15	件
措置未実施工事	軽微な工事	10	件
	災害応急対策	10	件
合 計		35	件

記載要領

- 1 審査基準日が令和5年8月14日以降の申請に適用されます。
- 2 国内で請け負った元請工事について、件数を記入します。  
海外での工事及び下請工事は対象となりません。
- 3 申請区分は項番54に記載した内容と同じ番号に○をつけます。
- 4 措置実施対象外となる工事(「軽微な工事」「災害応急対策」)でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。
- 5 「軽微な工事」「災害応急対策」の概要については記載要領5、6をご確認ください。

- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

(見本)

(用紙A4)  
10006

経営状況分析結果通知書

年 月 日

登録経営状況分析機関  
登録番号  
登録年月日 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者

印

経営状況分析の結果を通知します。  
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 ー 号  
審査基準日 年 月 日  
電話番号 ー  
処理の区分

項番  
資本金 \_\_\_\_\_ (千円)

7101 売上高に占める完成工事高の割合  %

7102 単独決算又は別連結決算の別  [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

7103 純支払利息比率

7104 負債回転期間

7105 総資本売上総利益率

7106 売上高経常利益率

経営状況点数(A) = \_\_\_\_\_

7107 経営状況分析結果(Y) =

自己資本対固定資産比率

自己資本比率

営業キャッシュフロー

利益剰余金

7108 固定資産

7109 流動負債

7110 固定負債

7111 利益剰余金

7112 自己資本

7113 総資本(当期)

7114 総資本(前期)

参考値 営業利益(当期) \_\_\_\_\_

減価償却実施額(当期) \_\_\_\_\_

売上高

売上総利益

受取利息配当金

支払利息

経常(事業主)利益

営業キャッシュフロー(当期)

営業キャッシュフロー(前期)

営業利益(前期) \_\_\_\_\_

減価償却実施額(前期) \_\_\_\_\_

# 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可 ー 号  
年 月 日  
審査基準日

電 話 番 号  
資 本 金 額  
完 成 工 事 高 / 売 上 高 ( % )  
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。  
総合評定値

令和 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	技術職員数						
					元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上部										
	鉄筋										
	舗装										
	しゅんせつ										
	板金										
	ガラ										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	建具										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解体										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評点 (X <sub>2</sub> )		

その他の審査項目 (社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
C P D 単 位 取 得 数		
技 術 者 数		
技 能 レ ベ ル 向 上 者 数		
技 能 者 数		
控 除 対 象 者 数		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
若年者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業状況を前項するにために必要な措置の取組状況		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営 業 年 数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指 示 処 分 の 有 無		
法 令 遵 守 の 状 況		
監 査 の 受 審 状 況		
公 認 会 計 士 等 の 数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研 究 開 発 費		
研 究 開 発 の 状 況		
建設機械の所有及びリース台数		
建設機械の保有状況		
エコアクション21の認証の有無		
I S O 9 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
I S O 1 4 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評 点 (W)		

(参考)

科 目	決算	科 目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評 点 (Y)			
総資本 (当期)		高業イイゾエノ (三)					
総資本 (前期)		高業イイゾエノ (前)					

[金額単位：千円]

## ◎行政書士（行政書士法人を含む。以下同じ。）による代理申請について

### 1 申請書への委任状の添付

①委任状は、申請ごとに1部作成し、原本を提出します。

※委任状のコピーは使用できません。

②委任状の日付は、申請の日から3ヶ月以内のものとしてください。

③委任の範囲は以下の例を参考に具体的に記載してください。

- ・経営事項審査の申請手続きを行う場合

「経営規模等評価申請・総合評定値請求に関する件」

「経営事項審査の書類作成及び提出に関する一切の件」

- ・結果通知書を行政書士宛に送付することを希望する場合

「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の受領の件」

「結果通知書の受領の件」

※これらの例によらずとも、委任の範囲が明確になっていれば表現は問いません。

④委任状には行政書士の事務所所在地、氏名（行政書士法人の場合は法人名称）、電話番号、登録番号（行政書士証票の番号。行政書士法人の場合は法人番号。）を記載してください。

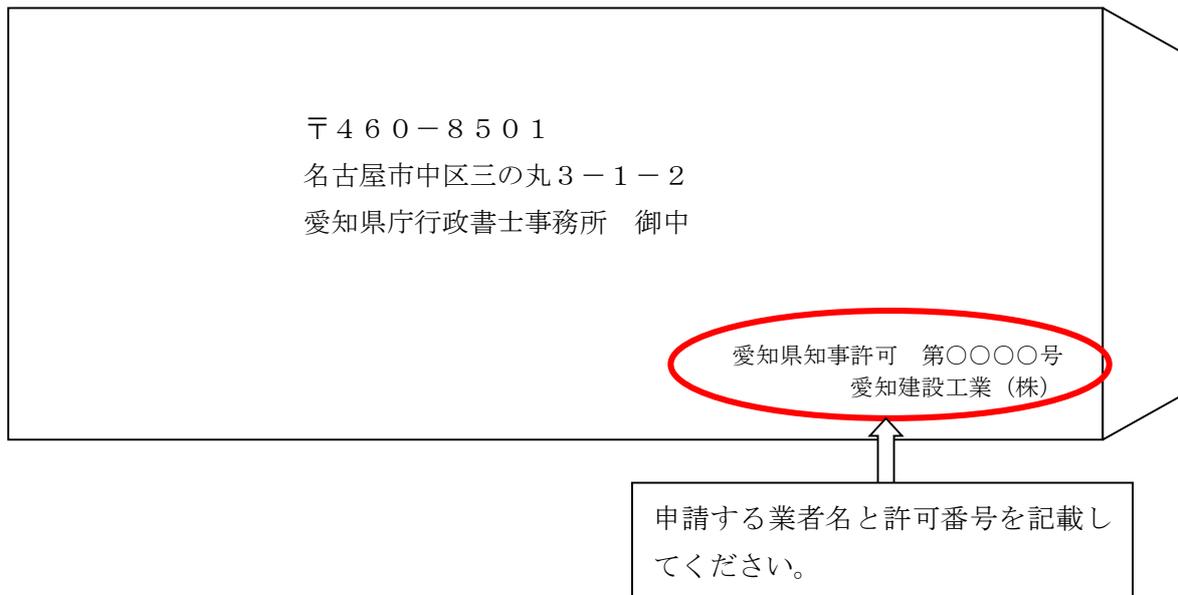
### 2 申請書類の記載方法

①申請書の申請者欄には、代理人が記名し、その上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者役職氏名）を記載してください。

②申請書の余白に、代理人の氏名・連絡先を記載し職印を押印してください。

結果通知書の受領を委任されている場合は、送付用に宛名を記載した長三サイズの封筒を添付してください。切手は不要です。（電子申請の場合は別途郵送又は投函により提出してください。）

・封筒の作成例（縦横はどちらでもかまいません）



# 経営事項審査評点算出表

$$P = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

$$\cdot X_2 = (X_{21} + X_{22}) \div 2$$

$$\cdot Z = 0.8 \times Z_1 + 0.2 \times Z_2$$

$$\cdot W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 \div 200$$

※令和5年8月13日以前の審査基準日においては以下の算式とする。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 190 \div 200$$

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

区 分			審 査 項 目
総 合 評 定 値 (P)	経営状況分析 (Y)		1 純支払利息比率
			2 負債回転期間
			3 売上高経常利益率
			4 総資本売上総利益率
			5 自己資本対固定資産比率
			6 自己資本比率
			7 営業キャッシュ・フロー (絶対額)
			8 利益剰余金 (絶対額)
経営 規模等 評価	経営 規模 (X)	(X <sub>1</sub> )	1 工事種類別年間平均完成工事高
		(X <sub>21</sub> )	2 自己資本額
		(X <sub>22</sub> )	3 利払前税引前償却前利益
	技術力 (Z)	(Z <sub>1</sub> )	1 工事種類別技術職員数
		(Z <sub>2</sub> )	2 工事種類別元請完成工事高
	その他 の審査 項目 (W)	(W <sub>1</sub> )	1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
		(W <sub>2</sub> )	2 建設業の営業年数
		(W <sub>3</sub> )	3 防災活動への貢献の状況
		(W <sub>4</sub> )	4 法令遵守の状況
		(W <sub>5</sub> )	5 建設業の経理に関する状況
		(W <sub>6</sub> )	6 研究開発の状況
		(W <sub>7</sub> )	7 建設機械の保有状況
		(W <sub>8</sub> )	8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

● Y（経営状況分析）

以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに「経営状況点数（A）」の算式によって算出した点数を「経営状況の評点（Y）」の算式に当てはめる。

属性	記号	経営状況分析の指標	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1%	-0.3%
	X2	負債回転期間	(流動負債＋固定負債)／(売上高 ÷ 12)	18.0ヶ月	0.9ヶ月
	※X1 および X2 については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標				
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率	売上総利益／総資本(2期平均)×100	63.6%	6.5%
	X4	売上高経常利益率	経常利益／売上高×100	5.1%	-8.5%
	※X3 については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。 ※X4 については、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。				
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率	自己資本／固定資産×100(固定比率の逆数)	350.0%	-76.5%
	X6	自己資本比率	自己資本／総資本×100	68.5%	-68.6%
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー(絶対額)	営業キャッシュ・フロー(2年平均)／1億	15.0億円	-10.0億円
	X8	利益剰余金(絶対額)	利益剰余金／1億	100.0億円	-3.0億円
	※X7 については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。 営業キャッシュ・フロー＝経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税±引当金増減額±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±受入金増減額 ※X8 について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。				

$$A = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906 \quad (\text{小数点第3位四捨五入})$$

$$Y = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{小数点第1位四捨五入})$$

● X<sub>1</sub> (工事種類別年間平均完成工事高)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均完成工事高	点数
1,000 億円以上	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600 億円以上 800 億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500 億円以上 600 億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400 億円以上 500 億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300 億円以上 400 億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250 億円以上 300 億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200 億円以上 250 億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150 億円以上 200 億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120 億円以上 150 億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100 億円以上 120 億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80 億円以上 100 億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60 億円以上 80 億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50 億円以上 60 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40 億円以上 50 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30 億円以上 40 億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25 億円以上 30 億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20 億円以上 25 億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15 億円以上 20 億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12 億円以上 15 億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10 億円以上 12 億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8 億円以上 10 億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6 億円以上 8 億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5 億円以上 6 億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4 億円以上 5 億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3 億円以上 4 億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000 万円以上 1 億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$

2,500 万円以上 3,000 万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
1,000 万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる

● X<sub>21</sub> (自己資本額)

自己資本の額又は平均自己資本の額	点数
3,000 億円以上	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000 億円以上 2,500 億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500 億円以上 2,000 億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200 億円以上 1,500 億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000 億円以上 1,200 億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800 億円以上 1,000 億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600 億円以上 800 億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500 億円以上 600 億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400 億円以上 500 億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300 億円以上 400 億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250 億円以上 300 億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200 億円以上 250 億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150 億円以上 200 億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120 億円以上 150 億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100 億円以上 120 億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80 億円以上 100 億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60 億円以上 80 億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50 億円以上 60 億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40 億円以上 50 億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30 億円以上 40 億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25 億円以上 30 億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20 億円以上 25 億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15 億円以上 20 億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12 億円以上 15 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10 億円以上 12 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8 億円以上 10 億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6 億円以上 8 億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$

5 億円以上 6 億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4 億円以上 5 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3 億円以上 4 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000 万円以上 1 億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
1,000 万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

● X<sub>22</sub> (利払前税引前償却前利益)

平均利益額	点数
300 億円以上	2,447
250 億円以上 300 億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200 億円以上 250 億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150 億円以上 200 億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120 億円以上 150 億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100 億円以上 120 億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80 億円以上 100 億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60 億円以上 80 億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50 億円以上 60 億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40 億円以上 50 億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30 億円以上 40 億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25 億円以上 30 億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20 億円以上 25 億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15 億円以上 20 億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12 億円以上 15 億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$

10 億円以上 12 億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8 億円以上 10 億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6 億円以上 8 億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5 億円以上 6 億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4 億円以上 5 億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3 億円以上 4 億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000 万円以上 1 億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
1,000 万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

### ● Z<sub>1</sub> (工事種類別技術職員数)

下記の通り技術職員数値を算出し、それを評点算出テーブルにあてはめて求める。

$$(\text{技術職員数値}) = 6 \times G_1 + 5 \times G_2 + 4 \times G_3 + 3 \times G_4 + 2 \times G_5 + 1 \times G_6$$

G<sub>1</sub>…一級監理受講者の人数

G<sub>2</sub>…一級技術者であってG<sub>1</sub>以外の者の人数

G<sub>3</sub>…監理技術者補佐であってG<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>以外の者の人数

G<sub>4</sub>…基幹技能者等であってG<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>及びG<sub>3</sub>以外の者の人数

G<sub>5</sub>…二級技術者等であってG<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>、G<sub>3</sub>及びG<sub>4</sub>以外の人

G<sub>6</sub>…その他技術者の人数

技術職員数値	点数
15,500 以上	2,335
11,930 以上 15,500 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180 以上 11,930 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060 以上 9,180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430 以上 7,060 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$

4,180 以上 5,430 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210 以上 4,180 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470 以上 3,210 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900 以上 2,470 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460 以上 1,900 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130 以上 1,460 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870 以上 1,130 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670 以上 870 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510 以上 670 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
390 以上 510 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300 以上 390 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230 以上 300 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180 以上 230 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140 以上 180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110 以上 140 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85 以上 110 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65 以上 85 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50 以上 65 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40 以上 50 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30 以上 40 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20 以上 30 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15 以上 20 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10 以上 15 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5 以上 10 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
5 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

● Z<sub>2</sub> (工事種類別元請完成工事高)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間元請完成工事高	点数
1,000 億円以上	2,865
800 億円以上 1,000 億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600 億円以上 800 億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500 億円以上 600 億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400 億円以上 500 億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300 億円以上 400 億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250 億円以上 300 億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200 億円以上 250 億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150 億円以上 200 億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$

120 億円以上 150 億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100 億円以上 120 億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80 億円以上 100 億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60 億円以上 80 億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50 億円以上 60 億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40 億円以上 50 億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30 億円以上 40 億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25 億円以上 30 億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20 億円以上 25 億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15 億円以上 20 億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12 億円以上 15 億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10 億円以上 12 億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8 億円以上 10 億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6 億円以上 8 億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5 億円以上 6 億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4 億円以上 5 億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3 億円以上 4 億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2 億 5,000 万円以上 3 億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1 億 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1 億円以上 1 億 2,000 万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000 万円以上 1 億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000 万円以上 8,000 万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000 万円以上 6,000 万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000 万円以上 5,000 万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
3,000 万円以上 4,000 万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
2,500 万円以上 3,000 万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
2,000 万円以上 2,500 万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
1,500 万円以上 2,000 万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
1,200 万円以上 1,500 万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
1,000 万円以上 1,200 万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
1,000 万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

●W<sub>1</sub>（建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況）

$$W_1 = Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40 + W_{1-7} + W_{1-8} + W_{1-9} + W_{1-10}$$

Y<sub>1</sub>

- ・建設業退職金共済制度加入の有無
- ・退職一時金制度もしくは企業年金制度加入の有無
- ・法定外労働災害補償制度加入の有無                      のうち「1. 有」の数

Y<sub>2</sub>

- ・雇用保険加入の有無
- ・健康保険加入の有無
- ・厚生年金保険加入の有無                                      のうち「2. 無」の数

●W<sub>1-7</sub>（若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況）

$$W_{1-7} = W_{1-71} + W_{1-72}$$

W<sub>1-71</sub>

若年技術職員の継続的な育成及び確保	点数
「1. 有」	1
「2. 無」	0

W<sub>1-72</sub>

新規若年技術職員の育成及び確保	点数
「1. 有」	1
「2. 無」	0

●W<sub>1-8</sub>（知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況）

$$W_{1-8} = \frac{Z_1}{Z_1 + Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1 + Z_2} \times Z_4$$

W<sub>1-8</sub>

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
10	10
9以上                      10未満	9
8以上                      9未満	8
7以上                      8未満	7
6以上                      7未満	6
5以上                      6未満	5
4以上                      5未満	4
3以上                      4未満	3
2以上                      3未満	2

1 以上	2 未満	1
	1 未満	0

Z<sub>1</sub>…技術者数

Z<sub>2</sub>…技能者数

Z<sub>3</sub>…CPD単位取得数

審査基準日以前 1 年間に技術者が取得したCPD単位数 ÷技術者数	Z <sub>3</sub> の値	
30	10	
27以上	30未満	9
24以上	27未満	8
21以上	24未満	7
18以上	21未満	6
15以上	18未満	5
12以上	15未満	4
9以上	12未満	3
6以上	9未満	2
3以上	6未満	1
	3未満	0

「審査基準日以前 1 年間に技術者が取得したCPD単位数」は、CPD認定団体によって習得を認定された単位数を、下表の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数切り捨て。30が上限とする。)の合計数。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において取得を認定された単位をもとに算出する。

(公社) 空気調和・衛生工学会	50
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
(一社) 交通工学研究会	50
(公社) 地盤工学会	50
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社) 全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(公社) 土木学会	50
(一社) 日本環境アセスメント協会	50
(公社) 日本技士会	50
(公社) 日本建築士会連合会	12

(公社) 日本造園学会	50
(公社) 日本都市計画学会	50
(公社) 農業農村工学会	50
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 建築家協会	12
(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 日本建築学会	12
(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 電気設備学会	12
(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本建築構造技術者協会	12

※算出例：(公社) 土木学会 から「20」の単位を認定されている場合

$$20 \div 50 \times 30 = \underline{12} \text{ 単位}$$

※小数点以下切り捨て。一人当たりの上限値は「30」単位。

よって、別紙二及び様式10のCPD単位取得数の欄には「12」を記載する。

#### Z<sub>4</sub>…技能レベル向上者数

審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の区分より1以上上位となった者の数 ÷(技能者数－控除対象者数※)×100	Z <sub>4</sub> の値
15	10
13.5以上 15未満	9
12以上 13.5未満	8
10.5以上 12未満	7
9以上 10.5未満	6
7.5以上 9未満	5
6以上 7.5未満	4
4.5以上 6未満	3
3以上 4.5未満	2
1.5以上 3未満	1
1.5未満	0

※控除対象者数…審査基準日の3年前の日以前に受けた認定能力評価が最上位の区分の者。

技能者数から控除対象者を除いた数値が0である場合、Z<sub>4</sub>の数値は0とする。

●W<sub>1-9</sub> (ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況)

W<sub>1-9</sub>

W<sub>1-91</sub>、W<sub>1-92</sub>、W<sub>1-93</sub>のうち最も評点の高いものをW<sub>1-9</sub>とする。

※複数の認定があっても評価される認定は1つのみ

W<sub>1-91</sub>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	点数
「4. プラチナえるぼし認定」	5
「3. えるぼし認定 (3段階目)」	4
「2. えるぼし認定 (2段階目)」	3
「1. えるぼし認定 (1段階目)」	2
「5. 非該当」	0

W<sub>1-92</sub>

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	点数
「3. プラチナくるみん認定」	5
「2. トライくるみん認定」	3
「1. くるみん認定」	3
「4. 非該当」	0

W<sub>1-93</sub>

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	点数
「1. ユースエール認定」	4
「2. 非該当」	0

●W<sub>1-10</sub> (建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況)

W<sub>1-10</sub>

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
「1. 全ての建設工事で実施」	15
「2. 全ての公共工事で実施」	10
「3. 非該当」	0

●W<sub>2</sub> (建設業の営業年数)

$$W_2 = W_{21} + W_{22}$$

W<sub>21</sub>

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	25年	40	15年	20	5年以下	0
34年	58	24年	38	14年	18		

33年	56	23年	36	13年	16
32年	54	22年	34	12年	14
31年	52	21年	32	11年	12
30年	50	20年	30	10年	10
29年	48	19年	28	9年	8
28年	46	18年	26	8年	6
27年	44	17年	24	7年	4
26年	42	16年	22	6年	2

W<sub>22</sub>

民事再生法または会社更生法の適用の有無	点数
「1. 有」	-60
「2. 無」	0

●W<sub>3</sub>（防災活動への貢献の状況）

防災協定の締結の有無	点数
「1. 有」	20
「2. 無」	0

●W<sub>4</sub>（法令遵守の状況）

営業停止処分の有無、指示処分の有無	点数
営業停止処分の有無が「1. 有」	-30
指示処分の有無が「1. 有」	-15
営業停止処分、指示処分のどちらも「2. 無」	0

●W<sub>5</sub>（建設業の経理に関する状況）

$$W_5 = W_{51} + W_{52}$$

W<sub>51</sub>

監査の受審状況	点数
「1. 会計監査人の設置」	20
「2. 会計参与の設置」	10
「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」	2
「4. 無」	0

W<sub>52</sub>

〔公認会計士、税理士、1級登録経理試験合格者等の数〕×1 + 〔2級登録経理試験合格者等の数〕×0.4 で算出された数字を下記算出テーブルに当てはめる。

公認会計士…公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者に限る

税理士…所属税理士会が認定する研修を受講した者に限る

登録経理試験合格者等…登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年を経過しない者

又は登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過しない者

平均完成工事高(億円)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点
600 億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上 600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8.以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	-	-	0
1 億円未満	0.4 以上	-	-	-	-	0

●W<sub>6</sub>。(研究開発の状況)

平均研究開発費	点数	平均研究開発費	点数
100 億円以上	25	11 億円以上 12 億円未満	12
75 億円以上 100 億円未満	24	10 億円以上 11 億円未満	11
50 億円以上 75 億円未満	23	9 億円以上 10 億円未満	10
30 億円以上 50 億円未満	22	8 億円以上 9 億円未満	9
20 億円以上 30 億円未満	21	7 億円以上 8 億円未満	8
19 億円以上 20 億円未満	20	6 億円以上 7 億円未満	7
18 億円以上 19 億円未満	19	5 億円以上 6 億円未満	6
17 億円以上 18 億円未満	18	4 億円以上 5 億円未満	5
16 億円以上 17 億円未満	17	3 億円以上 4 億円未満	4
15 億円以上 16 億円未満	16	2 億円以上 3 億円未満	3
14 億円以上 15 億円未満	15	1 億円以上 2 億円未満	2
13 億円以上 14 億円未満	14	0.5 億円以上 1 億円未満	1
12 億円以上 13 億円未満	13	0.5 億円未満	0

●W<sub>7</sub>。(建設機械の保有状況)

台数	点数	台数	点数
15 台以上	15	7 台	11
14 台	15	6 台	10
13 台	14	5 台	9

12 台	14	4 台	8
11 台	13	3 台	7
10 台	13	2 台	6
9 台	12	1 台	5
8 台	12	0 台	0

●W<sub>8</sub>。(国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況)

エコアクション21認証の有無、ISO9001 の登録の有無、ISO14001 の登録の有無	点数
エコアクション21、ISO9001、ISO14001 のいずれも「1. 有」	10
エコアクション21が「2. 無」で ISO9001、ISO14001 のどちらも「1. 有」	10
エコアクション21が「1. 有」、ISO9001 が「1. 有」 ISO14001 が「2. 無」	8
エコアクション21が「1. 有」、ISO9001 が「2. 無」 ISO14001 が「1. 有」	5
ISO9001、ISO14001 のどちらか一方のみ「1. 有」	5
エコアクション21のみ「1. 有」	3
エコアクション21、ISO9001、ISO14001 のいずれも「2. 無」	0

## よくある誤り 事前チェックリスト

審査の際、よく誤りがみられるポイントです。すべてチェックしてから審査会場にお越しください。

また、P16-1～18の持参書類チェック欄もあわせてご利用いただき、忘れ物が無いようにお越しください。

←確認した項目にチェック

様式第二十五号の十四	項番02	申請時の許可番号	<input type="checkbox"/> 大臣・知事コードは「23」となっていますか。 <input type="checkbox"/> 許可年月日は、申請日から5年以内の日付ですか。
	項番04	審査基準日	<input type="checkbox"/> 直近の決算日ですか。(申請日から1年以内の日付ですか。)
	項番08～14		<input type="checkbox"/> P20の記載例を参考に、正しい方法で記入されていますか。
	項番15	許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/> “申請日時時点で許可を受けている業種”に「1」または「2」が記入されていますか。
	項番16	経営規模等評価等対象建設業	<input type="checkbox"/> 「9」が記入されていますか。「1」「2」が記入されていませんか。 <input type="checkbox"/> 完成工事高の移行元業種に「9」が記入されていませんか。
	項番17	自己資本額	<input type="checkbox"/> 基準決算の場合は項番17の数値が、2期平均の場合は右側の基準決算の数値が、経営状況分析結果通知書の「自己資本額」と一致していますか。
	項番18	利益額(2期平均)	<input type="checkbox"/> 右側の4つの数値(営業利益・減価償却実施額)が、経営状況分析結果通知書の「参考値」と一致していますか。(決算期変更、連結決算等行っている場合を除く)
	項番19	技術職員数	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿に記載した人数と一致していますか。
工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	項番31	事業年度の期間	<input type="checkbox"/> 計算基準の区分で選択した「2年平均」「3年平均」と、2か所の「自□□年□□月 至□□年□□月」欄の期間が一致していますか。 <input type="checkbox"/> この用紙が2枚以上にわたる場合、2枚目以降の項番31は空欄となっていますか。
	項番32	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	<input type="checkbox"/> 審査対象建設業(項番16)はすべて記入されていますか。 <input type="checkbox"/> 業種コードの記載漏れや書き間違いはありませんか。(P29参照) <input type="checkbox"/> 「(土)(と)(鋼)」の業種を申請する場合は、「プレストレストコンクリート構造物工事」「法面処理工事」「鋼橋上部工事」の記入を忘れていませんか。
	項番33	その他	<input type="checkbox"/> この用紙が2枚以上にわたる場合、最終の用紙にのみ記入されていますか。
	項番34	合計	
その他の審査項目(社会性等)	項番46	法定外労災	<input type="checkbox"/> 保険会社が発行した加入証明書は、保険期間に審査基準日が含まれていますか。
	項番49	防災協定	<input type="checkbox"/> 社団法人等が発行した加入証明書は、証明日が審査基準日以後となっていますか。
	項番47	若年技術職員・新規若年技術職員	<input type="checkbox"/> 右側に記載された「技術職員数(A)」「若年技術職員数(B)」「35歳未満の者」「新規若年技術職員数(C)」「35歳未満かつ新規掲載者の者」の人数は、技術職員名簿と一致していますか。
	項番48		
	項番49	CPD単位取得数及び技能レベル向上者数	<input type="checkbox"/> 項番49に記載された数字が様式10と、項番50に記載された数字が様式11とそれぞれ一致していますか。
	項番50		
項番64	建設機械	<input type="checkbox"/> 建設機械の台数は、建設機械の保有状況一覧表と一致していますか。	
技術職員名簿	項番81	頁数	<input type="checkbox"/> 頁数は記入されていますか。(技術職員が0であっても記入が必要。)
	項番82	技術職員コード・有資格区分コード・講習受講	<input type="checkbox"/> 業種コードや有資格区分コードの書き間違いはありませんか。 <input type="checkbox"/> 有資格区分コードと業種コードは対応していますか。(P46・62～66参照) <input type="checkbox"/> 業種コードは、項番16の審査対象建設業にある業種ですか。 <input type="checkbox"/> 1人の技術職員で、同じ業種コードを2回記入していませんか。 <input type="checkbox"/> 講習受講欄は、全ての技術職員について記入されていますか。

愛知県都市・交通局 都市基盤部

都市総務課 建設業・不動産業室 建設業第一グループ

〒 460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

T E L 052-954-6502 (ダイヤルイン) F A X 052-972-6517

U R L <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>